

行政常任委員会

令和6年9月17日（火）

午前10時00分開 会

○仲委員長 おはようございます。行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、中里沙也加委員であります。

それでは、税務課から、令和5年度決算について説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 税務課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、税務課に関する決算につきまして、決算書等に基づき御説明いたします。決算書の14、15ページを御覧ください。通知いたします。

歳入、市税につきまして、個人市民税から順に御説明いたします。

1款市税、1項市民税、1目個人市民税につきましては、予算現額7億1,386万8,000円に対しまして、調定額7億6,032万8,256円、収入済額7億2,850万2,557円、不納欠損額64万3,388円、収入未済額3,118万2,311円であります。現年課税分滞納繰越分の収入済額の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2目法人、予算現額1億2,175万9,000円に対し、調定額1億3,771万2,360円、収入済額は1億3,609万1,500円、不納欠損額4万9,570円、収入未済額157万1,290円であります。

2項1目固定資産税、予算現額7億7,037万4,000円に対し、調定額8億1,676万4,605円、収入済額は7億7,051万5,156円、不納欠損額107万1,902円、収入未済額4,517万7,547円であります。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算現額741万2,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の741万2,400円であります。

続きまして、3項軽自動車税、1目環境性能割は、予算現額330万6,000円に対し、調定額及び収入済額は同額の393万9,200円であります。

2目種別割は、予算現額5,949万1,000円に対し、調定額6,421万2,448円、収入済額6,002万1,517円、不納欠損額9万4,900円、収入未済額409万6,031円あります。

次に、4項1目市たばこ税は、予算現額1億4,900万円に対し、調定額及び

収入済額は同額の 1 億 5,206 万 5,731 円であります。

5 項 1 目都市計画税は、予算現額 1 億 1,315 万 1,000 円に対し、調定額 1 億 2,009 万 7,645 円、収入済額 1 億 1,313 万 3,903 円で、不納欠損額 15 万 7,395 円、収入未済額 680 万 6,347 円であります。

以上、市税全体といたしましては、表の一番上の欄でございますように、予算現額 19 億 3,836 万 1,000 円に対しまして、調定額 20 億 6,253 万 2,645 円、収入済額 19 億 7,168 万 1,964 円、不納欠損額は 201 万 7,155 円、収入未済額は 8,883 万 3,526 円であります。

委員会資料の 12 ページを御覧ください。

令和 5 年度市税の不納欠損額調書であります。

この表は、縦の欄が市税の各税目別、横の欄は地方税法の規定による理由別にそれぞれ不納欠損の件数、金額を取りまとめたものでございます。

なお、不納欠損理由に関する地方税法等の規定につきましては、この資料の 15 ページに添付しておりますので、御参照願います。

それでは、表の右下の合計欄を御覧ください。

令和 5 年度は 84 件、54 名分、201 万 7,155 円の不納欠損処分を行っております。ちなみに、令和 4 年度は 75 件、49 名分で 404 万 5,376 円でありましたので、市税全体としましては、件数で 9 件の増となりましたが、金額では 202 万 8,221 円減少しております。

主な内訳としましては、時効完成によるものが件数で 27 件、金額では 62 万 6,401 円、その隣の執行停止後 3 年を経過したのが 37 件、79 万 3,143 円あります。

税務課といたしましては、税負担の公平性を確保する観点からも、安易な不納欠損とならないよう、滞納者に対し納税相談や指導、納付誓約などを行うことにより早期納付を促し、さらには財産調査、差押え等の滞納処分に取り組んでおりますが、その結果としてやむを得ず不納欠損としたケースが全てでございます。今後も地方税法の規定に基づき、事由等を厳正に精査し、適正に執行してまいりたいと考えております。

次に、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

課長補佐より御説明いたします。

○相賀税務課長補佐兼係長　それでは、説明いたします。

こちらは令和 5 年度市税の決算概要として、調定額、収入済額など、前年度との

比較を中心に取りまとめた資料でございます。

まず、表 1、調定額を御覧ください。

令和 5 年度は、前年度と比べ、市民税、固定資産税、軽自動車税で増加し、市たばこ税と都市計画税において減少し、市税全体としましては 6 9 5 万 4, 1 0 4 円、0.3%の増となりました。

税目別には、現年度法人市民税の均等割、法人税割において減少したものの、現年度個人市民税における所得割の増加が納税義務者数の自然減による均等割の減少を上回ったためであります。

軽自動車税につきましては、所有台数は減少したものの、平成 2 8 年度税額改正等による増加、令和元年度より設けられた環境性能割の導入等により、調定額、収入済額がともに前年度を上回りました。

一方、固定資産税につきましては微増となったものの、都市計画税については時点修正に伴い若干の減少となりました。

表 2、収入済額につきましては、市民税と軽自動車税で増加、固定資産税、市たばこ税、都市計画税で減少し、前年度に比べ 9 0 万 4, 4 8 3 円の増となり、増減率ではほぼ横ばいとなりました。

次に、表 3、収納率につきましては、固定資産税、軽自動車税、都市計画税において前年度を少し下回る結果となっております。市税全体の収納率は 9 5.6%で、前年度との比較では 0.3%下回っております。

それでは、市税の収納に関する詳細につきまして、収納係長の泉係長より御説明申し上げます。

○泉税務課係長　それでは、委員会資料の 1 0 ページを御覧ください。

令和 5 年度の滞納整理処分実績について御説明いたします。

最初に、自庁分実績についてであります。上段の表を御覧ください。

財産調査件数が 3, 8 8 1 件、差押事前通知を発送した件数が 8 2 件、差押えに至った件数及び取立金額につきましては、預金等が 4 件、3 1 万 2, 3 7 9 円、その他 1 4 件、5 6 万 2, 2 2 2 円、合計 1 8 件、8 7 万 4, 6 0 1 円となっております。

なお、参考として、下段に令和 4 年度実績を記載させていただいておりますので、御参照願います。

続きまして、三重地方税管理回収機構への移管実績について御説明いたします。

この表は、平成 2 9 年度以降の移管件数、移管金額及び徴収額であります。令和

4年度から低額案件を取り扱う徴収第二課への移管を開始しておりますので、徴収第一課分とは別に括弧書きで記載しております。

まず、徴収第一課への移管につきましては、年度ごとに最大15件を翌年度までの期間で移管しており、移管金額につきましては、移管する案件によって大きく変動しております。

また、移管後2か年を経過しても継続して移管することで改修等が進むと判断できる案件につきましては、さらに2か年継続移管しております。

令和5年度につきましては、移管可能上限となる15件の移管を行っております。金額としましては本税1,715万7,975円で、延滞金も含めた徴収額としましては1,317万1,517円であります。

次に、徴収第二課分の移管実績について御説明いたします。

徴収第二課への移管につきましては、機構への移管要件が拡充されたことにより低額案件につきましても活用しやすい状況となったことから、令和4年度から新たな取組として実施しております。移管期間は単年度となっておりますが、継続移管は可能となっております。

令和5年度につきましては、最下段にありますように、件数で20件、金額では318万9,321円を移管しており、徴収額としましては、当該年度における延滞金も含め320万1,530円でありました。

一課、二課合わせました令和5年度の徴収額としましては、総額1,637万3,047円となっております。

なお、この徴収実績には移管予告通知により自主納付につながったケースなどは含まれておりませんので、専門機関と連携して取り組むことで効率的に徴収が進められたものと考えております。

続きまして、市税の収納状況の推移について御説明いたします。

資料を1ページめくっていただき、11ページを御覧ください。

上段の表は平成29年度以降の市税収納率の推移であります。折れ線グラフで表しますとおり、令和2年度の収納率が94.8%と大きく減少しておりますが、令和2年度に実施された徴収猶予の特例により最大1年間徴収を猶予したことで、令和2年度から令和3年度に繰り越されたことによるものです。令和3年度には特例分が収納されたことにより、収納率が95.8%へと改善したところであります。

令和5年度の収納率は市税全体で95.6%と、前年度比0.3ポイントの減となっております。

次に、下段の表を御覧ください。

こちらにつきましては、市税の収入未済額の推移を表しております。

収入未済額につきましては、決算において徴収できず、翌年度に繰り越された額であり、滞納繰越額となります。御覧のとおり、令和2年度は1億円を超える収入未済額となりましたが、これは収納率の説明にもございました徴収猶予の特例によるものであります。

令和5年度の収入未済額は8,883万3,526円となっており、引き続き徴収対策を徹底し、収入未済額の縮小を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

滞納整理実績、市税の収納状況の推移についての説明は以上であります。

○相賀税務課長補佐兼係長　それでは、委員会資料の2ページを御覧ください。

表4、市税収入済額及び構成比を御覧ください。

市税のうち最も構成比の多いものは市民税で43.9%、次に固定資産税の39.5%となっております。なお、これら二つの税に都市計画税も合わせますと市税全体の約9割を占めており、これらの税目が本市の基幹税となっております。

次の3ページを御覧ください。

表5、市税収入済額の推移を御覧ください。

これは過去5年間の市税収入済額の推移を表したものであります。税目別に各年度の収入済額と前年度比を記載しております。表の一番右、オレンジ色の部分には、参考として令和5年度と5年前の平成30年度の収入済額との比較を記載しております。

市税収入は平成30年度までは徐々に減少しておりましたが、左下のグラフにお示しのとおり、市内の大型事業所の撤退などに伴い、特に償却資産税が大幅に減少したことにより、令和元年度に市税全体としても大きな減少となっており、5年前との比較では約2億967万円、率にして9.6%減少しております。前年度比ではほぼ横ばいとなりましたが、市税全体としては引き続き減少傾向が見込まれます。

次の4ページを御覧ください。

こちらは過去5年間の税目別市税収入額の推移を表したものであります。平成30年度、令和元年度における固定資産税の落ち込みが大きかったことから、30年度に市民税と構成比の順位が入れ替わっております。その後、多少の増減はあるものの、構成比の順位に変動は見られておりません。

次の5ページを御覧ください。

令和5年度市税収納実績表の詳細を添付しております。表の右側に市税全体の収納率と調定額の3年間の比較を記載しております。こちらは後ほど御参照いただきたいと思っております。

委員会資料の説明は以上です。

○三鬼税務課長 決算書の18、19ページを御覧ください。

18ページからは、現年度課税分の市税算定の基礎としまして、税目別の基礎数値、税額を参考に記載しておりますので、こちらも後ほど御参照いただきたいと思っております。

ちなみに19ページには市民税の納税義務者数を記載しておりますが、前年度と比べ、個人市民税で226人、法人市民税で5法人の減少となり、合計では231人の納税義務者数の減少となっております。

それでは、引き続き税務課に係る歳入のうち、主なものについて御説明いたします。

決算書の36、37ページを御覧ください。

36ページの13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、収入済額726万1,700円のうち税務課に係る分といたしましては、37ページ右側、備考欄の上から5段目に記載の税務証明手数料52万7,800円であります。

決算書の50、51ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務委託金のうち税務課に係る分といたしましては、2項徴税费委託金で予算現額2,313万円に対しまして、調定額及び収入済額は同額の2,404万4,370円であります。この交付金は県民税の徴収取扱いに係る三重県からの交付金でございます。

決算書の60、61ページを御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は、予算現額340万円に対しまして、調定額及び収入済額は同額の663万2,613円であります。

次のページの62、63ページを御覧ください。

5項1目雑入、1節滞納処分費、予算現額22万2,000円は、市税の滞納処分を行う際の費用について、仮に市が支払った分に対する弁済収入があった場合を想定して予算計上しておりますが、令和5年度においては実績がございませんでした。

次の2節総務費雑入、収入済額3,967万6,926円のうち税務課に係る分は、

備考欄の上から九つ目、コピー使用料1万5,680円とその下の納付書等共同印刷負担金165万1,112円で、これは国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付書について、市税の納付書の印刷と合わせて契約していることから、それぞれの特別会計から一般会計に対し、応分の負担をするものでございます。

税務課に係る歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書の100、101ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費につきましては、支出済額が1億755万9,922円、不用額267万4,078円であります。

税務総務費につきましては、市税の賦課業務に係る事務経費となります。課長補佐より御説明申し上げます。

○相賀税務課長補佐兼係長 1節から8節までの人件費等は総務課説明分ですので割愛させていただき、主なものを簡潔に御説明いたします。

決算書102、103ページを御覧ください。

10節需用費は269万8,256円で、内訳は、事務用消耗品や納税通知書等に同封する市県民税特別徴収のしおりなどの印刷製本費であります。

次に、11節役務費は210万3,782円で、主なものは納税通知書等の発送に係る通信運搬費であります。

12節委託料1,489万5,693円で、市税の賦課業務関連の業務委託料であります。内訳は備考欄に記載しております七つの業務委託です。前年度の2,332万7,851円と比較して委託料が大幅に減少した理由といたしましては、3年に1回ある固定資産税の評価替えに必要な業務委託料と税制改正等に伴う総合住民情報システム改修業務委託料の減額が主な要因です。

次に、13節使用料及び賃借料は239万3,864円で、主なものは備考欄に記載の地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用料の223万6,520円であります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は126万6,640円で、各種協議会の会費や賦課業務に関連して必要な負担金であります。内容は備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、104、105ページを御覧ください。

22節償還金、利子及び割引料は790万3,837円で、全て市税の還付及び還付加算金であります。税目別には法人市民税が最も多く、508万3,900円

で、主に申告等によって確定した税額更正による償還金です。次いで、法人市民税の205万5,675円は、確定申告等による税額変更によるものが主なものであります。

税務総務費の説明は以上であります。

○三鬼税務課長　　続きます、2目賦課徴収費について御説明いたします。

支出済額が489万921円で、不用額88万2,079円であります。

賦課徴収費につきましては、市税の徴収業務に係る事務経費となります。泉係長より御説明申し上げます。

○泉税務課係長　　それでは、賦課徴収費の主な内容について御説明いたします。

1節報酬の支出済額1万9,800円につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名に対する報酬であります。

10節需用費の支出済額82万4,931円で、主なものといたしましては、督促状兼納付書等の印刷製本費であります。

11節役務費の支出済額は134万4,491円で、主なものといたしましては督促状等の送付に係る通信運搬費であります。

18節負担金、補助及び交付金の支出済額は270万1,699円、三重地方税管理回収機構負担金268万円が主なものであります。三重地方税管理回収機構につきましては、処理困難案件の徴収成果に加え、機構への移管最終催告を行った際、自主納付につながるケースも多いことなどから滞納抑止効果が高く、また、職員派遣を通じて税務課全体のスキルアップにもつながっていることなどから、今後も機構との連携を図り、滞納整理に取り組んでまいりたいと考えております。

賦課徴収費の説明は以上であります。

○三鬼税務課長　　税務課に係る歳出の説明は以上でございます。

続きます、財産調書の税務課分につきまして御説明いたします。

決算書の294、295ページを御覧ください。

下段の表3、債権の二つ目、市民税特別徴収翌年度徴収金につきましては、前年度末現在額8,389万1,500円、決算年度中増減額マイナス19万1,800円、決算年度末現在高8,369万9,700円でございます。

この市民税特別徴収翌年度徴収金につきましては、市県民税の給与特別徴収の納期につきましては、当該年度の6月から翌年度5月までの12か月納期となっておりますが、会計年度区分により、翌年度の4月、5月分につきましては翌年度歳入として整理されることから、決算書の財産調書においてその額を債権として計上す

るものでございます。

なお、主要施策の成果及び実績報告書の30ページに税務課分の資料を記載しておりますが、内容につきましてはこれまでの決算資料説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。後ほど御参照をお願いいたします。

以上で税務課に関する一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○仲委員長　以上が税務課の決算の説明でありました。

質疑ございますか。

○小川委員　1点だけお聞かせください。

税の公平性から安易な不納欠損というのはやっちゃいけないと思うんですけども、この不納欠損、これは公債権ですから強制徴収できてあれなんですけど、この不納欠損に至るまで、賛否を決めるとき、不納欠損にするかどうか、その条件というのがもし分かれば参考までに教えていただけますか。

○三鬼税務課長　委員会資料の最後のページ、15ページのほうにこの不納欠損事由一覧というのを参考に記載させていただいております。こちらが地方税法に定められた欠損事由となっております。税法に係る部分については、徴収金の法定納期限後5年を経過したということで、5年を経過したものが時効になります。

料に当たる部分で、後期高齢者医療保険料につきましては2年を経過したという部分が欠損の一つの理由になりますが、そのほかにも当然時効を迎える前に時効の延長をかけるための我々もいろんな対策をするわけなんですけれども、それでもなお徴収が見込めないというふうな場合には滞納処分の停止というものが3年経過したものについては欠損事由に該当しますので、そういった形での欠損の事由と。

あと、細かい部分については下の欄に記載のような形のケースが主に欠損事由に該当する部分となります。

以上になります。

○仲委員長　小川委員、よろしいですか。

○小川委員　ここにあるように、住所の不明とありますよね。住所が分かっている行って帰ってくるのに旅費がかかるとか、そのほうが高くなる場合、そういう場合はもう不納欠損で落とすんですか。

○三鬼税務課長　市外の方については、徴収が見込める場合は県外徴収ということも我々としては出張をしながらということも考えています。先般も、県内ですけれども、北勢のほうに差押えに行っていました。県外の部分についてはいろん

なケースがございますが、特に機構さんに移管する中で、三重地方税管理回収機構さんのお力をいただきながら、県外徴収とか、そういうところの滞納処分にも対応しておるということですので、住所が分かる範囲ではそれぞれ執行してまいりたいというふうに考えています。

○仲委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　ないようでございますので、これで税務課の審査を終わります。御苦労さんでした。

次、市民サービス課、準備をお願いします。準備はよろしいですか。

市民サービス課、説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長　　市民サービス課でございます。よろしくをお願いします。

それでは、議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

決算書の90ページ、91ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、支出済額537万7,594円、不用額1万8,406円でございます。交通安全対策費は交通安全対策特別交付金105万5,000円を活用した交通安全設備の整備事業とともに、全国交通安全運動など、交通安全啓発活動を実施いたしました。

主な支出内容といたしましては、10節需用費の支出済額295万5,731円は、経年劣化等によるカーブミラーの修繕に加え、昨年の台風7号の被害により取替え修繕を行ったものでございます。

14節工事請負費の支出済額199万2,100円は、通学路合同点検の結果を受け、向井コミュニティーセンター前の市道の区画線を塗り替えたものでございます。

続きまして、7目センター費は、支出済額4,101万6,812円、不用額90万8,188円でございます。

次ページを御覧ください。

支出の内容につきましては、各センターに係る事務的な消耗品、切手代などがございます。

9目生活相談費は、支出済額1,183万4,850円、不用額64万1,150円でございます。主な支出内容といたしましては、14節工事請負費の支出済額1,103万9,600円は中井町の特定期空家解体工事でございます。

次ページを御覧ください。

11目人権啓発推進費は、支出済額56万7,131円、不用額3,869円でございます。人権擁護委員による街頭啓発活動などを実施させていただきました。

次ページを御覧ください。

13目コミュニティセンター費は、支出済額2,949万562円、不用額101万1,438円でございます。

各節の主な支出内容といたしましては、7節報償費454万5,400円は、集落支援員に対する報償費347万400円、講座の講師謝礼が107万5,000円でございます。

10節需用費745万8,670円の主なものは、次ページを御覧ください。各コミュニティセンターの光熱水費535万8,801円でございます。

14節工事請負費663万800円は、旧南輪内出張所の解体工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金505万458円の主なものは、一般コミュニティ助成事業補助金460万円で、九鬼町内会、三木里地区会が実施いたしましたごみ収集箱回収設備備品の整備事業に対する補助でございます。

続きまして、14目諸費は、支出済額1,106万4,926円、不用額45万2,074円でございます。

主な支出内容といたしましては、10節需用費733万2,220円が市内各所の防犯灯の電気代等の光熱水費585万9,188円、防犯灯の修繕料146万9,490円でございます。

次ページを御覧ください。

14節工事請負費199万1,000円は、自治会、町内会等からの設置要望を受けて整備いたしました22基のLEDの防犯灯設置工事でございます。

104ページ、105ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、支出済額6,540万6,743円、繰越明許費1,113万4,000円、不用額151万6,257円でございます。

本事業におきましては、出生、死亡、婚姻など、戸籍に関する事務のほか、各種証明書類の発行、マイナンバーカードに係る交付事務等を行っております。

市民サービス課に係る支出の主なものは、次ページを御覧ください。

12節委託料580万7,450円の主なものは、戸籍システム保守業務委託料538万3,950円でございます。

13節使用料及び賃借料728万2,148円の主なものは、戸籍電算システム借上料442万2,000円でございます。

122ページ、123ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、支出済額399万4,729円、不用額8万7,271円でございます。

次ページを御覧ください。

支出の主なものにつきましては人件費となっております。

次のページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費は、支出済額4億4,875万9,540円、不用額460円でございます。このうち市民サービス課に係る分といたしましては、18節負担金、補助及び交付金304万4,000円で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する事務費の負担金でございます。

158ページ、159ページを御覧ください。

4款衛生費、3項3目環境衛生費は、支出済額71万6,807円、不用額26万3,193円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料50万2,350円で、畜犬登録等業務委託料及び巡回狂犬病予防接種委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、猫避妊等手術費補助金で11万5,200円でございます。

続きまして、4目斎場管理費は、支出済額3,374万5,296円、不用額37万7,704円でございます。

支出の主なものは、12節委託料1,655万8,000円で、うち、斎場の指定管理料が1,621万7,000円となっております。

14節工事請負費1,689万6,000円は、火葬炉内の耐火物の積替えや燃焼ブローの交換などの火葬炉補修関連工事でございます。

続きまして、5目墓地管理費は、支出済額1億6,674万7,598円、不用額45万5,402円で、墓地管理に係る費用及び墓地移転事業の事業費となっております。

主な支出内容といたしましては、次ページを御覧ください。

12節委託料1,524万9,740円は、国指定天然記念物ヤマネの生息調査のための自然環境調査業務委託料1,199万円、小原野墓園の区画抽せん会実施支援業務委託料175万8,900円、小原野墓園のトイレ、あずまや整備のための

設計業務委託料 99 万円でございます。

14 節工事請負費 1 億 4,979 万 2,600 円は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施いたしました折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事に係る令和 5 年度支出分でございます。

18 節負担金、補助及び交付金 53 万 9,000 円は、尾鷲市内共同墓地整備事業補助金でございます。馬越墓地管理委員会が実施いたしました転落防止柵の整備に対しまして経費の 2 分の 1 の補助を行っております。

議案第 52 号の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 市民サービス課の一般会計のほうの説明は以上でございますが、質疑ございますか。

○南委員 決算書の 93 ページ、工事請負費の中井町の空き家、代執行された説明があったんですけれども、空き家の状況というのは市内でも危険空き家はほかにも何か所か市民が危惧されておると思うんですけれども、名称はともかく、そういった件については市民サービス課のほうでは現在どのような対応をされていますんですか。

○湯浅市民サービス課長 今うちでつかんでいる本当に危険な空き家というか、もう周囲に影響を及ぼしたりするような空き家は、どことは言えないんですけど、大体 6 件ほどあります。6 件のうちに市民サービス課のほうで所有者の方及び相続人の方等と相談させていただいて除却していただいたのが、1 件取りかかってくれて、1 件が今対応して、どうするかという話を今行っておりますので、我々としては、所有者がある以上、やっぱり所有者に除却していただくのが原則だと思っています。そういうふうには交渉は行っていきたくないと。

○南委員 結構日頃から努力されておることは理解しているんですけれども、そういった中で所有者が対応してくれる場合は大変いいことなんやけれども、空家審議会のほうには最近かけようとする物件なんかはないんですか、危険空き家で。

○湯浅市民サービス課長 今のところ、空家審議会、特定空家に認定しようかというような話はないんですけれども、我々のほうでまず対応してみて、やっぱり所有者があるのは所有者と交渉していくのが原則だと思っていますので、所有者がいないとか、相続人がもう何百人とかになっていて分からないとか、そういうケースが出てきたら空家審議会にもかけて今後どうしていくかというような話し合いはしていこうかと思っておりますけど、今のところはありません。

○仲委員長 南委員、よろしいですか。

他に一般会計のほうはございませんか。

○小川委員 119 ページ、工事請負費のところ、これはこれでいいんですけど、これから予算審議に……。

○湯浅市民サービス課長 119 ですか。

○小川委員 159、斎場。これから、10月からですか、予算折衝に入っていくと思うんですけど、そのときに、これは直接決算とは関係ないんですけど、斎場のほうの焼き場、骨が出てくるところ、あそこはクーラーがないんですよ。もう皆さん、暑くて、夏、みんな、ひいひい言うていましたので、何とかしてくれんかという要望も来ていますので、何か家庭用のクーラーでもいいですから今度つけられませんか。

○湯浅市民サービス課長 今、一応スポットクーラーみたいな形で対応させていただいているんですけど、そのような話って結構ありますので、今対応を検討しております。家庭用を何台かつけたらいいのかとか、あまりにも莫大な工事費になっていくとちょっとまた考えなければいけないんですけど、我々の範囲の中でできるような対応があれば何とか検討したいなと思っております。

○小川委員 今、スポットクーラーは小さいのがついていますよね。全然意味ないんですよ。この間も、皆さん、汗びしょで、ほんまにかわいそうぐらいで、骨が熱いもんで、余計暑いので何とかしてくれんかという話だったので、何とかお願いします。

○湯浅市民サービス課長 検討させていただきます。今、実際現場とかを見ていただいて、壁の状況とか、そんなのを見ていただいて、どのぐらいかかるかとかいう話をしていますので、ちょっと待ってください。検討させていただきます。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、それでは、引き続き、53号、54号をまとめて説明を、課長、お願いします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第53号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入比較増減額50万円以上につきましては見込額との差額発生であり、歳出不用額50万円についても同様に見込みを下回ったものによることにございますので、

個別の説明は割愛させていただきます。

それでは、決算書の244ページ、245ページを御覧ください。

令和5年度の決算につきましては、収入済額合計22億2,455万5,038円に對しまして、次ページを御覧ください。支出済額合計は21億7,853万866円で、歳入歳出差引額の形式収支は4,602万4,172円の黒字となっております。

次に、個別の項目について御説明申し上げます。

次ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款国民健康保険税については、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税につきましては、予算現額3億2,103万6,000円に對し、調定額4億1,923万4,297円、収入済額3億3,158万2,890円、不納欠損額234万8,802円、収入未済額は8,530万2,605円となりました。

節別の収入済額につきましては、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ記載のとおりとなっております。

なお、退職者国民健康保険税につきましては、平成27年度より制度が廃止され、遡及して追徴課税が発生する可能性もなくなり、また、令和5年度当初予算から滞納繰越分として計上する予算がなくなりましたので、2目退職者国民健康保険税につきましては廃目となっております。

税務課委員会資料の13ページを御覧ください。通知いたします。

令和5年度国民健康保険税の不納欠損額調書であります。表の右下の合計欄を御覧ください。

令和5年度は54件、20名分、234万8,802円の不納欠損処分を行っております。ちなみに、令和4年度の57件、21名分、321万4,847円から約87万円減少しております。滞納処分執行停止後3年を経過したことによるものが主なものでございます。市税同様、差押え等の滞納処分に取り組んでおる中でやむを得ず不納欠損としたケースが全てでございます。今後も地方税法の規定に基づいた適正な執行に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、委員会資料の6ページを御覧ください。

令和5年度の国民健康保険税の決算概要として、前年度との比較を取りまとめた

資料でございます。

上段、表6、調定額の最下段、合計欄の部分を御覧ください。

令和5年度の調定額は、前年度と比較しまして2,904万6,310円減少いたしました。調定額の主な減少要因といたしましては、加入世帯数及び被保険者数の減少によるもので、年度末での加入者は134世帯、221人、前年度を下回っております。高齢化に伴う後期高齢者医療保険への移行が進んでおり、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。

続きまして、表の7、収入済額を御覧ください。

合計欄の部分になりますが、令和5年度の収入済額は前年度と比較して2,673万9,436円減少いたしました。

表8、収納率につきましては、79.09%と前年度から0.84ポイント減少いたしました。

次ページ、7ページを御覧ください。

こちらにつきましては、より詳細な国民健康保険税の収納実績表を記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

国民健康保険税につきましては以上のとおりとなります。

説明を市民サービス課に代わります。

○湯浅市民サービス課長 それでは、248ページ、249ページにお戻りください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金は、予算現額5万円に対しまして、調定額及び収入済額ともに1万8,000円でございます。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、予算現額16億3,699万8,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに16億3,372万7,122円でございます。内訳は、1節普通交付金が調定額及び収入済額ともに16億295万8,122円であり、2節特別交付金が調定額及び収入済額ともに3,076万9,000円でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、次ページを御覧ください。予算現額9,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに9,000円でございます。国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、予算現額2億338万7,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに2億163万7,509円でございます。全額、基準に基づく一般会計からの法定繰入金となっております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、予算現額、調定額及び収入済額ともに3,196万7,000円でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、予算現額1,856万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに1,856万4,065円で、令和4年度から令和5年度への繰越金でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金については、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 次ページ、252、253ページを御覧ください。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、予算現額247万8,000円に対し、調定額、収入済額はともに507万2,953円で、全て一般被保険者からの延滞金収入でございます。

市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、予算現額9万3,000円に対しまして、調定額及び収入済額ともに10万376円でございます。

3目一般分返納金は、予算現額5万円に対しまして、調定額45万6,786円、収入済額45万4,273円で、2,513円の収入未済が発生しておりますが、令和6年度に繰越しの納付勧奨を行っております。

5目雑入は、予算現額204万円に対しまして、調定額及び収入済額は142万1,850円でございます。事業実績に合わせて交付されたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

254ページ、255ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額5,110万4,837円、不用額141万6,163円でございます。

支出の主なものといたしましては、11節役務費401万2,250円は、保険証などの郵送料128万9,943円、国保連合会に対する確認事務手数料190万636円などでございます。

12節委託料の総合住民情報システム改修業務委託料349万8,000円につきましては、産前産後期間の国民健康保険税を免除するためのシステム改修費でございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金361万6,000円は、総合住民システム利用負担金でございます。

2目連合会負担金は、次ページを御覧ください。支出済額80万2,264円、不用額は12万8,736円でございます。主なものといたしましては、連合会一般負担金38万6,925円などでございます。

2項徴税費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 2項徴税費、1目賦課徴収費、支出済額233万2,903円、不用額は74万1,097円であります。

10節需用費、支出済額46万6,887円の主なものといたしましては、督促状兼納付書などの印刷製本費31万3,500円でございます。

11節役務費、支出済額59万8,139円は、納税通知書等の送付に係る通信運搬費49万2,475円及び口座振替手数料10万5,664円でございます。

18節負担金、補助及び交付金の支出済額125万6,040円は、三重地方税管理回収機構への負担金42万円及び納付書共同印刷に係る一般会計への負担金として83万6,040円でございます。

説明を市民サービス課と交代します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、3項1目運営協議会費は、支出済額21万3,306円、不用額10万4,694円でございます。国保運営協議会に係る委員報酬が主なものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、支出済額13億3,860万8,835円、不用額2,633万8,165円でございます。

次ページを御覧ください。

2目一般分療養費は、支出済額1,028万8,396円、不用額43万5,604円でございます。

3目審査支払手数料は、支出済額392万8,059円、不用額8万941円でございます。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、支出済額2億2,797万970円、不用額30円でございます。

2目一般分高額介護合算療養費は、支出済額30万7,899円、不用額2万2,101円でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、支出済額287万9,186円、不用額が129万6,814円でございます。

次ページを御覧ください。

2目審査支払手数料は、支出済額1,260円、不用額が1,740円ございま

す。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、支出済額140万円、不用額が60万円でございます。

6項1目傷病手当金は、支出済額6万1,411円、不用額が3万8,589円でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、支出済額3億2,692万5,340円、不用額が660円でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、支出済額1億2,503万8,701円、不用額299円でございます。

3項1目介護納付金分は、支出済額3,843万8,174円、不用額826円でございます。

続きまして、次ページを御覧ください。

5款1項保健事業費、1目疾病予防費は、支出済額711万5,719円、不用額が167万2,281円でございます。

主なものとしたしましては、12節委託料546万7,272円で、住民健診等委託料、レセプト点検業務委託料、データヘルス計画策定業務委託料でございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金25万3,763円は、健康増進事業等負担金2万8,763円と老人クラブ連合会へのグラウンドゴルフ大会の補助金22万5,000円でございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、支出済額1,823万6,896円、不用額419万4,104円でございます。

主なものについては、次ページを御覧ください。

12節委託料1,745万935円で、内訳としたしましては、特定健診の委託料及び特定健診の受診率向上対策委託料がございます。例年、受診率が低いことが課題である特定検診につきましては、特定健診の受診率向上対策事業や国保運営協議会の皆様からのPR、それから、紀北医師会の先生方などにも御協力をいただきながら、受診勧奨の強化、受診しやすい体制の整備など、受診率の向上に努めておりますし、努めていきたいと思っております。

続きまして、6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、支出済額1,373万3,000円、不用額がゼロ円でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金については、税務課から御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 8款1項1目一般分保険税還付金につきましては、22節償還金、利子及び割引料につきましては、支出済額86万8,800円、不用額93万1,200円でございます。これは国民健康保険税に係る過誤納付還付金でございます。

なお、不用額につきましては、償還金の支出済額は見込みが困難なことや、償還が発生した場合、遅滞なく還付する必要があることから、このような形で余裕を持った予算計上とさせていただいております。何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、2目保険給付費等交付金償還金は、支出済額706万4,899円、不用額5,101円でございます。主なものといたしましては、普通交付金前年度精算金659万5,899円でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、支出済額120万9,894円、不用額106円でございます。これは令和4年度の職員給与費等の繰入金の精算により一般会計に対し繰り出したものでございます。

議案第53号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第54号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の272ページ、273ページを御覧ください。

令和5年度の決算につきましては、歳入の収入済額合計7億1,171万2,644円に対しまして、次ページを御覧ください。歳出の支出済額合計は7億565万2,261円で、歳入歳出差引額の形式収支は606万383円の黒字でございます。

次に、個別の項目について御説明申し上げます。

次ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億2,231万7,000円に対しまして、調定額2億2,746万6,863円、収入済額2億2,362万2,354円、不納欠損額73万8,306円、収入未済額310万6,203円でございます。特別徴収、普通徴収保険料、現年課税分、滞納繰越分の収入済額の内訳は記載のとおりでございます。

税務課委員会資料の 8 ページを御覧ください。通知いたします。

後期高齢者医療保険料の対前年度比較について御説明いたします。

まず、表 9、調定額の合計欄の部分を御覧ください。

令和 5 年度の調定額は前年度に比べ 7 8 万 7, 4 2 6 円、0.3%増加いたしました。被保険者数の増加によるものが主な要因でございます。

次に、表 10、収入済額を御覧ください。

前年度に比べ 6 0 万 2 7 9 円、率にして 0.3%の増加となっており、調定額とともに収入済額につきましても年々増加しております。

表 11、収納率につきましては、最下段にありますように、98.3%と前年度から 0.1 ポイント減少いたしました。

次ページ、9 ページを御覧ください。

こちらにつきましては、より詳細な保険料の収納実績表を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、税務課委員会資料の 14 ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料の不納欠損額調書でございます。右下合計欄に記載のとおり、令和 5 年度は 1 2 件、1 2 名分、7 3 万 8, 3 0 6 円の不納欠損処分を行っております。このうち 1 1 件が時効完成によるものでございます。前年度の 4 件、4 名、2 5 万 6, 7 0 6 円と比較して約 4 8 万円の増となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては以上でございます。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、決算書の 276、277 ページにお戻りください。

2 款 1 項 1 目繰入金は、予算現額 4 億 4, 5 7 1 万 6, 0 0 0 円に対しまして、調定額及び収入済額ともに 4 億 4, 5 7 1 万 5, 5 4 0 円でございます。全て繰り出し基準に定められた繰入金でございます。

3 款 1 項 1 目繰越金は、予算現額 6 5 5 万 8, 0 0 0 円に対しまして、調定額及び収入済額はともに 6 5 5 万 7, 4 2 6 円でございます。

4 款 諸収入、1 項 延滞金加算金及び過料、2 項 償還金及び還付加算金については、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 そうしましたら、4 款 1 項 1 目延滞金は、予算現額 3 万円に対し、調定額、収入済額ともに 1 7 万 3, 2 0 0 円で、全て後期高齢者医療保険料の延滞金収入でございます。

次ページ、278、279ページを御覧ください。

2項1目保険料還付金及び還付加算金につきましては、こちらは市が被保険者本人に支払った保険料還付金及び還付加算金に対する三重県後期高齢者医療広域連合からの収入であり、調定額収入済額はともに27万4,977円でした。

説明を市民サービス課と交代します。

○湯浅市民サービス課長　それでは、3項1目雑入は、予算現額3,728万8,000円に対しまして、調定額及び収入済額はともに3,536万9,147円で、後期高齢者広域連合からの前年度精算金及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額714万8,636円、不用額221万1,364円でございます。主なものといたしましては18節負担金、補助及び交付金293万円で、総合住民システム利用負担金でございます。

2項徴収費については、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長　2項徴収費、1目徴収費、支出済額は137万1,868円、不用額は33万5,132円であります。

主なものといたしましては、281ページ中段より下を少し御覧ください。

11節役務費は41万7,331円で、納入通知書等の送付に係る通信運搬費等でございます。

18節負担金、補助及び交付金の支出済額は81万5,072円で、納付書共同印刷に係る一般会計への負担金でございます。

市民サービス課と交代します。

○湯浅市民サービス課長　続きまして、2款1項1目広域連合負担金は、次ページを御覧ください。支出済額6億6,142万4,949円、不用額398万5,051円でございます。全額、広域連合に対する負担金であり、主なものといたしましては、療養給付費負担金3億2,126万4,000円でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金については、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長　3款1項1目保険料還付金及び還付加算金につきましては、支出済額27万6,062円、不用額72万3,938円でございます。支出済額は全て22節償還金、利子及び割引料で、保険料の変更等に伴う過誤納付還付金でござ

います。

市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長　それでは、続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、支出済額3,543万746円、不用額1,254円でございます。これは令和4年度の事務費繰入金の精算分として一般会計に対して繰り出しするものでございます。

議案第54号の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いします。

○仲委員長　議案第53号、尾鷲市国民健康保険事業、議案第54号、尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計の決算の説明であります。

質疑はございますか。

○西川委員　これ、質問じゃないんですけど、説明のときに次ページを御覧くださいと言いますよね、市民サービス課長。何ページか言ってください。隣の税務課長は次のページを御覧くださいと言ったら、タブレットで見るとすぐ隣なんですけど。

○湯浅市民サービス課長　改善いたします。

○仲委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　質疑なしと認めます。

市民サービス課の審査をこれで終了いたします。御苦労さまでした。

10分間休憩いたします。

(休憩　午前11時16分)

(再開　午前11時24分)

○仲委員長　それでは、福祉保健課の決算の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、福祉保健課に関する決算につきまして御説明いたします。

決算書の112、113ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。支出済額は8億3,607万853円で、不用額は1,366万3,147円でございます。

支出の主なものといたしましては、114、115ページを御覧ください。

10節需用費929万6,476円のうち、福祉保健センターの電気代などの光熱水費が737万925円でございます。

次に、11節役務費520万2,609円は、福祉保健センターの浄化槽保守点検等手数料150万1,500円が主なものでございます。

次に、12節委託料592万7,190円の主なものは、自家用電気工作物保安業務委託料34万3,200円から、116、117ページを御覧ください。消防用設備等点検業務委託料37万9,500円まで、福祉保健センターの管理に係る業務委託料でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金5億5,664万6,304円は、紀北広域連合負担金5億920万3,000円、社会福祉協議会運営助成金4,527万7,462円が主なものでございます。

次に、2目障害者福祉費でございます。支出済額は7,624万5,768円で、不用額は854万2,232円でございます。

支出の主なものといたしましては、118、119ページを御覧ください。

19節扶助費6,841万6,056円は、特別障害者手当等給付費983万7,730円、心身医療費助成金5,857万8,326円でございます。

次に、3目自立支援給付事業でございます。支出済額は4億8,112万8,696円で、不用額は1,324万6,304円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料2,616万1,368円は、移動支援事業委託料194万615円、紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,213万8,068円が主なものでございます。

120、121ページを御覧ください。

19節扶助費4億3,861万1,262円は、居宅介護事業費、日常生活用具給付事業費をはじめ、障害者の生活を支え、社会参加を促進する事業費でございます。

122、123ページを御覧ください。

次に、4目老人福祉でございます。支出済額は1億1,871万8,393円で、不用額は412万2,607円でございます。

支出の主なものといたしましては、10節需用費215万5,126円のうち、修繕料176万7,343円は聖光園の自動ドアなどの修繕料でございます。

次に、12節委託料9,786万7,337円は、緊急通報システム管理委託料376万1,175円、養護老人ホーム聖光園指定管理料9,410万6,162円で

ございます。

次に、14節工事請負費706万2,000円は、養護老人ホーム聖光園の2階西側廊下部分の空調設備を取り替えたものでございます。

次に、19節扶助費526万9,081円は、老人福祉施設入所者措置費236万331円及び介護用品給付費290万8,750円は、要介護度4及び5の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等の購入券を交付するものでございます。

次ページの124、125ページを御覧ください。

6目子ども医療費につきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 次に、6目子ども医療費でございます。支出済額4,039万3,054円で、不用額は152万4,946円でございます。

支出の主なものといたしまして、19節扶助費3,731万2,457円は、子ども医療費助成金3,731万2,457円で、対象者が1,340人、助成件数は1万7,113件でございます。

○山口福祉保健課長 次に、7目介護保険費でございます。支出済額は5,430万5,359円で、不用額は514万8,641円でございます。

支出の主なものといたしましては、126、127ページを御覧ください。

12節委託料3,887万5,610円は、一般介護予防事業委託料1,782万5,000円で、市内4事業者と委託契約を結び、一般介護予防事業を実施したもので、食の自立支援事業委託料256万4,300円は、高齢者の安否確認を兼ねた配食サービスを市内5業者に委託しているものでございます。ほか認知症総合支援事業委託料565万1,710円、生活支援体制整備事業委託料1,272万9,000円につきましては、専門職による認知症サポート、生活支援コーディネーターによる地域ごとの支援活動などを社会福祉協議会に委託し、実施したものでございます。

次に、22節償還金、利子及び割引料845万7,855円は、地域支援事業（総合事業）に係る前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費でございます。支出済額は3億9,537万2,332円で、不用額は9,588万5,668円でございます。

支出の主なものといたしましては、128、129ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金3億7,495万円は、物価高騰による負担増を

踏まえ、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯に対し支給する生活支援給付金でございます。

次に、2項児童福祉費につきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。支出済額は7,270万6,125円で、不用額は113万2,875円でございます。

支出の主なものといたしましては、次ページ、130ページ、131ページを御覧ください。

12節委託料1,558万3,000円のうち、市内2か所で開設している放課後児童クラブ運営委託料1,332万8,000円でございます。

次ページ、132、133ページを御覧ください。

19節扶助費359万8,000円は、多子世帯支援給付費でございます。

次に、2目児童措置費でございます。支出済額6億8,524万5,827円で、不用額は387万2,173円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料1,435万1,699円のうち地域子育て支援センター事業委託料839万8,000円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこひろばに育児相談や親子教室等を委託するもので、未就学児の親子延べ1,398組が参加しております。

18節負担金、補助及び交付金8,983万699円は、ひとり親世帯以外の非課税世帯等の子供に対する子育て世帯生活支援特別給付金610万円及び妊娠、出産に伴う出産子育て応援給付金510万円などの子育て世帯への経済支援に係る事業費や認可保育所特別助成事業補助金1,145万9,250円のほか、次ページ、134、135ページを御覧ください。障害児保育対策事業費補助金3,492万円、給食費支援事業補助金986万1,495円などがございます。

19節扶助費5億7,407万6,750円は、保育所等運営費4億3,882万1,750円、児童手当1億3,525万5,000円でございます。

22節償還金、利子及び割引料481万8,294円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る前年度精算金158万9,000円、保育所等事業に係る過年度精算金322万7,294円などがございます。

次に、3目母子父子福祉費でございます。支出済額は1億1,043万2,678円で、不用額は262万5,322円でございます。

支出の主なものといたしましては、18節負担金、補助及び交付金2,390万

6,000円は、国の事業であるひとり親世帯の非課税世帯等の子供に対する子供1人当たり5万円給付の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）1,250万円、次ページ、136、137ページを御覧ください。三重県の事業である子供1人当たり2万円給付の低所得のひとり親世帯への生活応援給付金402万円、同じく三重県事業のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）414万円などでございます。

次に、19節扶助費8,341万6,658円は、一人親家庭等医療費助成金が対象となる保護者146人、子供217人に対し1,107万60円を、児童扶養手当は対象となるひとり親133人に6,809万150円を支給したものなどでございます。

22節償還金、利子及び割引料175万4,360円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）に係る前年度精算金などでございます。

○山口福祉保健課長 次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。支出済額は3,453万4,616円で、不用額は426万384円でございます。

支出の主なものといたしましては、138、139ページを御覧ください。

12節委託料1,466万2,250円で、被保護者就労支援事業委託料497万2,900円などでございます。

次に、2目扶助費でございます。支出済額は2億9,575万1,810円で、不用額は8,712万6,190円でございます。

19節扶助費2億8,063万744円のうち、支出の主なものといたしましては、扶助費2億8,058万5,424円で、生活保護の被保護者世帯に対し、国の定める基準に従い各種扶助費を支給したもので、令和5年度の被保護者世帯数は148世帯、被保護者数は162人でございます。

22節償還金、利子及び割引料1,512万1,066円は、前年度の生活保護費精算金でございます。

次に、3目生活保護施設事務費でございます。支出済額は242万9,290円で、不用額は710円でございます。18節負担金、補助及び交付金242万9,290円は救護施設委託事務費負担金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費でございます。支出済額は1,231万4,935円で、不用額は54万65円でございます。本事業は、林町会館の運営に関するもので、支出の主なものといたしましては、次ページを御覧ください。7節報償費72万円は、林町会館で開催している各種講座の講師謝礼でござ

います。

142、143ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費でございます。支出済額は6,780万6,506円で、不用額は82万2,494円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料319万8,141円のうち319万8,000円は、一次救急医療体制事業を紀北医師会に委託したものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金2,050万879円のうち、主なものといたしましては、中段ほどの病院群輪番制病院運営事業補助金として尾鷲総合病院に1,765万9,600円を、地域医療助成金として225万円を紀北医師会及び尾鷲歯科医師会に助成したものでございます。

19節扶助費33万3,752円は、未熟児養育医療費助成金として1名に対する医療費助成を行ったものでございます。

次ページ、144、145ページを御覧ください。

次に、2目予防費でございます。支出済額は6,848万9,025円で、不用額は1,282万1,975円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料5,279万4,661円は、4種混合、日本脳炎等、各種予防接種である定期予防接種委託料3,213万9,937円、コロナワクチン接種に係る集団接種、各医療での接種である個別接種に対する予防接種委託料1,737万4,907円でございます。

13節使用料及び賃借料154万946円のうち、主なものといたしましては、コロナワクチン接種ネット予約システムのシステム使用料132万円でございます。

22節償還金、利子及び割引料850万2,814円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金、補助金などの前年度精算金でございます。

146、147ページを御覧ください。

次に、3目保健事業普及費でございます。支出済額は3,910万7,236円で、不用額は512万4,764円でございます。

支出の主なものといたしましては、12節委託料3,101万9,672円のうち主なものといたしましては、妊婦・産婦健康診査等委託料498万1,530円は三重県医師会等に、がん検診委託料1,781万1,742円は尾鷲総合病院等に委託して実施したものでございます。健康増進計画・自殺対策計画策定委託料555万5,000円は本年度からの5か年計画である尾鷲市健康増進計画、尾鷲市自殺

対策計画の策定に係る委託料でございます。

17節備品購入費318万3,581円は、保健事業活動用車両購入費100万3,381円、3歳児健診眼科屈折検査機器138万8,200円などが主なものでございます。

以上が福祉保健課に関する決算の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 以上が福祉保健課の決算の説明であります。

質疑ございますか。

○小川委員 139ページ、扶助費なんですけれども、今148世帯、162人と言われたんですけど、昨年度よりも結構減っていますよね。これ、医療扶助も関係するけど、単なる人間が減っただけなのか、その点。

○山口福祉保健課長 扶助費の減額につきましては、委員おっしゃるように、対象世帯の減というものも大きいんですけども、医療費扶助が特に減が大きかった理由としまして、高額医療費の対象の方が亡くなったことが大きな要因かなと分析しております。

○小川委員 これからは高齢者のそういった方も、どんどん高齢者の人口も減っていくのかなという感じはしますが、それと、129ページの生活困窮者自立支援事業、これによって家計相談であるとか、就労支援であるとか、そういう方が生活保護に陥らないような壁になっているのかなと思うんですけど、そういう成果というのは出ているんですか。

○山口福祉保健課長 こちらも、委員おっしゃるとおり、生活困窮者自立支援事業というのは困窮状態に陥っている方の状況に応じて家計相談や就労支援等を行っている事業になります。家計相談事業では、月々の収支から何が大きな負担となっているのかということ进行分析して家計の改善を図っていきます。これによって可能な限り自分の収入の範囲で支出していただけるように支援を行っているところでございます。生活困窮者のこの事業実施によって生活保護に至らないケースというのも出てきておるような状況でございます。

○小川委員 もう一点だけお聞かせください。

117ページ、18節のところは福祉保健課やったですか、負担金、補助及び交付金のところ。117ページの18節のところは福祉保健課の範囲なんやね。負担金、補助及び交付金のところ、一番下のところなんですけど、結婚新生活支援事業補助金、これ、結構増えていますよね。98万7,000円、これの内訳、単なる

60万に増えたからだけなのか、できたら人数とか、県外から来たとか、何人とか、内訳が分かれば教えてください。

○世古福祉保健課参事 昨年度は4世帯、対象がございました。いずれも30歳以上の方ということで、拡大した60万円のほうではないんですけども、30歳以上の方で4世帯あったということで、この実績でございます。

○小川委員 この98万7,000円というのは4世帯、これは尾鷲市内に住んでいる方ですか、それともよそから来た人が多いのか、その点。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 4世帯に関しましては、市内に在住している方が4世帯になります。

○仲委員長 よろしいですか。
他に。

○中村（レ）委員 143ページの不妊治療のこれの内訳というのが、3人と聞いたような気がするんですけども、これ、1人当たり10万とか、端数が出ているということは人によって違うんですか。すみません、内訳をお願いします。

○仲委員長 誰が答えてくれますか。

○山本福祉保健課係長 昨年度の特定不妊治療の対象者につきましては、実人員4名で、延べで8回、補助のほうをさせていただいております、その方それぞれに補助の内容は違うという形になっております。

○中村（レ）委員 これ、1人当たり2回と決まっているんですか。

○山本福祉保健課係長 この特定不妊治療の助成の内容としましては、先進医療に対するものと、保険適用が6回までとなっているんですけども、それ以降に対する補助というのと不育症というのに対して助成をさせてもらっていますので、それぞれに対して内容というのは変わってくるという形になっております。

○中村（レ）委員 ということは、内容によって通院回数も変わるということですか。補助対象の通院回数は変わるということですか。

○山本福祉保健課係長 そうですね。特定不妊の種類も細かい話になるんですけども、採卵してお腹の中に返すまでとか、採卵するまでとか、いろいろなパターンがありますので、それによっても違ってきますし、うちが助成しているのは先進医療というものになりますので、先進医療も幾つかのパターンがありまして、回数というよりは1回の中でやった先進医療に対して回数上限なく補助をさせてもらっているという形になります。

○中村（レ）委員 定額で決まっているわけじゃなくて、症状によって回数も補

助金額も変わるという理解でよろしいですか。それだけ教えてください。中の細かいことじゃなくて、きっといろいろなパターンがあると思うので、私が聞いたかったのは、回数で決められているのか、上限が決まっているのかを聞いたかったんです。

○山本福祉保健課係長　　今回助成したのは先進医療の助成になりますので、それについては、いわゆる先進医療の方法によって助成金というのは変わってきておりまして、上限の回数はありません。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村（文）委員　　145ページなんですけれども、委託料というところで定期予防接種委託料、予防接種委託料、任意予防接種委託料とあるんですけれども、これは予防接種の接種料というふうに解釈していいのでしょうか。

○山口福祉保健課長　　ワクチンの種類に関わってくるんですけれども、定期接種については、ちょっと説明でもさせていただいた4種混合であるとか、日本脳炎であるとか、予防接種法で決まったものが定期接種、それ以外のものが任意予防接種になるんですけれども、その中で予防接種委託料というのがあると思うんです。これはコロナワクチンに係る予防接種の委託料になります。

○仲委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○岩澤委員　　133ページ、18節の出産・子育て応援給付金510万円、こちらの内訳を教えてくださいなと思います。

○世古福祉保健課参事　　内訳ですが、出産応援給付金が54人、子育て応援給付金が48人、合計102人ということです。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

これはやっぱり年々減少傾向にあるのでしょうか。前年と比べてどうなんでしょうか。

○世古福祉保健課参事　　若干ですが、減少しておりますが、出産のほうが増えたり減ったりというところがあるので、本当に若干減っているような状況というか、時々増えたりはすると思います。

○仲委員長　　よろしいですか。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

○仲委員長　　他にございませんか。

○南委員　　123ページの委託料の聖光園の指定管理料の件なんですけれども、

聖光園の指定管理の方法は若干変更をさせてから2年、3年になると思うんやけれども、中身の説明をしてもらえんかいな、もうちょっと詳しく。

○山口福祉保健課長 聖光園の委託料に関しましては、基本、入所者数掛ける老人保護措置費ということで、そのような算出基準で行っております。委員言われるように、入所者数、入所者の数にかかわらず、施設の職員数というのは一定保つ必要がございますので、他の自治体を参考にして、入所者数が基準を下回った場合については施設維持に必要な費用として指定管理料に加算するというような形を前回の指定管理から取っております。

全国の養護老人ホームの経営実績から安定的な経営を図るために、今、聖光園は定員50人なんですけれども、この50人に対して入所者の数が48人に対応した費用が標準であると、適正基準であるということが出ておりますので、48を切った場合、例えば46人の場合には2人分を加算して指定管理料に含めておるといような算出の方法を取っております。

○南委員 そういう上限の契約で結んでやっておるんですけれども、例えば1人年間幾らになるわけですか。48で割ってやったらええんやけど、現実には。

○山口福祉保健課長 1人当たり約18万円ぐらいになります。

○南委員 月。

○山口福祉保健課長 月ですね。

○南委員 新しく指定管理された法人の方が9,400万余りの指定管理料でやっておるんですけれども、この法人とは話合いの中で厳しいんやとか、今のままで来年も結構ですよという、そういった話合いの経過というのはどんなものですか。

○山口福祉保健課長 先ほど言った一定基準の48人というのをこの新しい指定管理の指定管理者からキープはできておるような状況ですので、プラスで追加しているような状況ではないということもあって、指定管理料について少ないとか、運営が厳しいというような話は今のところございません。

○仲委員長 他にございませんか。

副委員長、ないですか。

○濱中副委員長 127ページ、126、127、老人福祉の中の介護保険費なんですけれども、先ほどから地域支援事業、包括の部分であるとか、あと、生活困窮者の部分であるとかというのは主要施策の実績報告書も細かく書いていただいて、成果としては確認がしやすいなというふうに感じたんですけれども、この中の一般介護予防の1,700万、1,800万近くの費用に関しての実績報告が実はその報

告書のほうにもなくて、これだけ高齢者が増えてきて、医療費も増えてきて、介護費用も増えてきての中で一番今重視したいなと思うものの一つの介護予防の部分なんです。ここがきちんと分析されていないと、来年の予算をどれだけつけば足りるのか、足らんのか、その辺りって気になるところなんですけれども、延べ何人、4事業者という説明が先ほどございましたけれども、年間で延べ何人がここに通われてとか、あと、介護度が軽減されている人がどれぐらいの割合おるとか、そういった辺りが担当課のほうで分析されているのかどうか。されているのであれば、後ほど結構ですので、ある程度の資料は頂きたいなと思うんですけど、いかがですか。

○山口福祉保健課長 介護予防に関しては様々な取組も市内のほうで行わせていただいておりますが、今、委員言われた一般介護予防事業については5事業者に委託している部分が主なものになってくるわけなんですけど、ちょっと今、人数の数字を持ち合わせておりませんが、週1回か、あるいは隔週で各地域で開催させていただいております。

その中で、今、要介護の話等もあったかと思うんですけども、以前からそういった話もあるわけなんですけど、なかなか要介護が改善されたかどうかというのは、やっぱりその人の個人の体の分に関わってくるところが大きいので、なかなかそれをもって成果として……。

○仲委員長 ちょっと待ってください。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 0時00分)

○仲委員長 再開します。

○山口福祉保健課長 介護度は個人の状況に関わってきますので、なかなかこれをもって改善されたかどうかという判断が難しいということから、本市のほうではちょっとその分析というのは行っていないような状況でございます。

○濱中副委員長 課長のおっしゃる説明は分からんではないんですけども、ほかのこういう介護事業の事業者なんかでは、やはり全体の介護度の流れをつかんだ上で、介護度が進んでしまった人の生活状況であるとか、改善された人の生活状況であるとかという辺りは公開されているところもあります。もちろん言われるように、この予防事業が即その成果だということは言い切れんのは分かるんですけども、やはり独り住まいの人よりも家族と住んでおる人のほうが進みが遅いとか、

いわゆる統計的なものというのをつかむのが役所の仕事かなというふうな気はするんですね。そこの成果、この事業の成果が分からずして、じゃ、ずっとこのお金で続けていくのかというと、それも違うのかなと。これが成果があるのなら増やしても介護度を進めないようにするとか、成果がないのならやめて、ほかのことに変わるとか、そういったことをその分析をもってせなんだら、事業をそのままただ続けていくだけという話ではないのかなという気がしています。

といいますのは、この介護予防事業のお金というのは広域のほうで結構以前は不用額として尾鷲は返しておりました。やっていなかったということなんです。ところが、最近、不用額が出なくなったということは進んでおるとのことなので、その辺りの切り替わったときのいわゆる数字であるとか地域の状況、それとか、この介護予防教室に行かれておるそれぞれの利用者の方のお話を聞きますと、すごく楽しみになって行っていますとか、つえを持たなくてもよいようになりましたという感想も聞きますので、そういうアンケートの取り方も担当課としてはぜひ示せるような流れをいただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○山口福祉保健課長　　せんだって、高齢者保健福祉計画の3か年の策定を昨年度して、今年度から取り組んでおるんですけれども、その中でアンケートも幾つか介護予防については取っております。その中で、これが即指標になるかということと難しいかもしれませんが、介護予防については今後取り組みたいという方が40%以上見えたというようなこともあります。介護予防は、おっしゃるように、要介護からの改善とかもあるかとは思いますが、言われるように、非常に楽しみされて来ている方も多々いると思いますので、委員おっしゃるように、来ていただいた方にアンケートを取るなどして今後の事業の推進につなげていきたいと思いません。

○濱中副委員長　　この地域支援事業、包括の部分であるとか、生活困窮者支援という辺りは、社協のほうの委託がかなりお手伝いいただいておりますので、その数字が細かく出てきているものですから、実際、市が直でやっている部分の成果がちょっと大ざっぱな感じがしたものですから、その辺り、ちょっと確認できるよう、次の年度の事業につなげられるような、そういった決算報告をいただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○仲委員長　　よろしいですか、回答。

○濱中副委員長　　はい。

○仲委員長　　他に質疑ございますか。

○南委員 聞くのを忘れておって、119ページ、私の勘違いかもしれんのでけれども、ちょっと確認ということで、紀北地域障がい者相談支援センター事業委託料2,213万あるんですけども、これは前回、消費税の未払いがあった部分なんでしょうか。

○山口福祉保健課長 委員おっしゃるように、昨年から増額している部分というのは、消費税漏れ、10%の消費税が昨年度まではついていなかったと。今回、指摘を受けて決算上も反映させたということでございます。

○南委員 決算へもう反映されておるとのことですね。

○山口福祉保健課長 すみません、121ページを見ていただきたいんですけども、2段目の18節のほうに、過年度の分はこちらに含まれております。

○南委員 分かりました。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、これで福祉保健課を終わります。御苦労さんでした。

再開1時から、よろしいですか。よろしいですか、1時で。

(休憩 午後 0時06分)

(再開 午後 1時00分)

○仲委員長 それじゃ、再開します。

環境課の決算審査を始めます。説明をお願いします。

○平山環境課長 環境課です。よろしくをお願いします。

それでは、議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、環境課に関する決算について、決算書、主要施策の成果及び実績報告書により御説明いたします。

歳出の説明の前に、し尿処理手数料の不納欠損について御説明いたします。

決算書の36、37ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料、2節し尿処理手数料の過年度分について、1件5,400円の不納欠損を行いました。内容につきましては、し尿くみ取りに係る徴収金について、所在不明、死亡による徴収不能案件となり、非強制徴収公債権の時効期間5年を経過し、債権が消滅したから不納欠損を行ったものです。

では、歳出決算について御説明いたします。

決算書の148、149ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、支出済額1億2,819万8,882円、不用額が123万8,118円であります。

1節報酬から8節旅費までについては、総務課より説明がされておりますので、割愛させていただきます。

支出の主なものにつきましては、10節需用費248万4,559円、光熱水費108万3,538円は環境課事務所の電気代、次ページの150、151ページを御覧いただき、11節役務費から26節公課費までは、備考欄に記載のとおり、環境課の事務所に係る経常的な経費などであります。

本経費の中に事業として細目に環境美化推進事業がございます。環境美化推進事業の内容につきましては、担当係長より御説明いたします。

○塩谷環境課係長 主要施策の成果及び実績報告書の47ページを御覧ください。
環境美化の推進であります。

事業の目的、内容については記載のとおりです。

事業成果の欄を御覧ください。

事業成果といたしましては、違反ごみ、不法投棄の監視パトロールや指導を継続して行い、投棄場所には監視カメラ、啓発看板を設置いたしました。また、広報紙やワンセグ、尾鷲市公式LINEにおいて、ごみ出しルールの周知、啓発を行い、環境美化意識の向上を図っています。

事業費につきましては76万9,000円で、前年比約1.54%の増、財源内訳は全て一般財源となっております。

説明は以上です。

○平山環境課長 決算書の150、151ページにお戻りください。

次に、2目塵芥収集費の支出済額は1億3,144万4,545円、不用額が58万9,455円であります。

支出の主なものは、10節需用費265万6,315円、修繕料187万3,112円はじんかい処理収集車の車検修繕料等、12節委託料1億2,771万6,490円は可燃ごみ及び資源ごみの収集運搬業務委託料と指定ごみ袋の製造、運搬及び保管、配送に係る業務委託料です。

内容、成果につきましては、各担当係長より御説明いたします。

○塩谷環境課係長 主要事項の成果及び実績報告書の48ページを御覧ください。

塵芥収集の推進であります。事業の目的、事業内容は記載のとおりであります。事業成果の欄を御覧ください。

事業成果として、可燃ごみ収集が令和5年度、3,372.23トンとなり、前年度の3,570.50トンに対して198.27トン減少し、削減率は約5.56%となっております。記載しておりませんが、ごみ袋有料化制度開始前の平成24年度の5,422.66トンと比較すると約37.81%の削減率となっております。

また、自分でごみを出す、困難な方を対象としたふれあい収集では2万920キロの可燃ごみを収集したほか、リサイクル事業の一環として家具類77点を引き取りました。

事業費は5,265万2,000円で、前年比6万8,000円の増、財源内訳のその他特定財源2,168万円は、指定ごみ袋制度による塵芥収集手数料であります。

説明は以上であります。

○若林環境課係長 主要施策の成果及び実績報告書49ページを御覧ください。

資源ごみ収集の推進事業は、事業の目的欄のとおり、資源ごみを速やかに適正に収集し、再資源化することで循環型社会の構築を推進するものであります。

事業成果を御覧ください。

令和5年度の資源ごみ収集量は、新聞紙ほか19品目で合計805トンであります。詳細内訳は記載のとおりであります。

事業費は7,879万2,000円であり、財源内訳は全額一般財源です。事業費は前年比で66万円の増額となりました。

説明は以上です。

○平山環境課長 決算書150、151ページにお戻りください。

3目塵芥処理施設費の支出済額は2億7,814万4,610円、不用額は557万7,390円であります。

支出の主なものは、10節需用費4,446万5,592円、消耗品費707万4,583円はごみ焼却施設の排ガス処理などに使用する活性炭や消石灰、機械部品の購入費、次ページの152、153ページにお移りください。燃料費327万5,848円、光熱水費3,093万590円はごみ焼却に係る灯油代及び電気代、修繕料293万2,671円はごみ焼却施設等の修繕費であります。

需用費の不用額337万8,408円につきましては、ごみ焼却施設の修繕費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

12節委託料は9,721万9,677円で、不用額199万323円は施設点検業務委託料の入札差金等であります。

委託料の主なものは、一番上の焼却残渣運搬業務委託料から5段目の資源プラスチック類保管運搬業務委託料、中段の資源プラスチック類処理業務委託料、下から3番目にあります衣類運搬処理業務委託料は、伊賀市の廃棄物処理事業者への焼却残渣や資源ごみ等を運搬する業務委託料と処理業務委託料であります。

下から4番目の廃棄物運搬受付・分別業務委託料961万2,061円はシルバー人材センターによる清掃工場の搬入受付や分別業務委託料、使用済み乾電池等運搬処理業務委託料109万8,955円は、北海道での乾電池、蛍光灯のリサイクルに係る運搬処理業務委託料、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料213万4,000円は、本年2月、行政常任委員会にて報告させていただきました計画策定に係る委託料であります。

次ページの決算書154、155ページを御覧ください。

清掃工場施設点検業務委託料3,624万5,000円は、ごみ焼却施設の適正な運営、維持管理を行うために必要な点検修繕計画等を作成するための委託料、一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工監理業務委託料176万円は、ごみ焼却施設、維持補修工事に係る設計監理業務委託料です。

14節工事請負費1億1,555万5,000円はごみ焼却施設の補修工事費で、内容については後ほど主要施策の成果及び実績にて御説明いたします。

18節負担金1,999万1,103円、伊賀市環境保全負担金92万5,000円は、伊賀市環境保全負担金条例により伊賀市へ搬入する焼却残渣や不燃物等の量に応じて負担する1トン当たり1,000円の伊賀市への負担金、東紀州環境施設組合負担金は1,906万6,103円であります。

可燃ごみの処理及び補修工事の内容、資源ごみの処理の内容、成果につきましては、担当係長より説明いたします。

○若林環境課係長 主要施策の成果及び実績報告書50ページを御覧ください。

ごみ処理事業であります。

事業の内容欄のとおり、清掃工場施設を適切に維持管理するために、施設点検、ばい煙、ダイオキシン等測定検査などの業務委託を行っております。

事業成果は記載のとおりで、事業費は2億1,065万円、前年度と比較して1,040万3,000円の増額となりました。

財源の内訳は、その他特定財源で清掃工場持込処理手数料1,426万円、都市

計画事業基金繰入金 1,324万4,000円で、一般財源は1億8,314万6,000円であります。

事業費の増額となった主な理由は工事費で、令和4年度は9,163万円でしたが、昨年度の令和5年度は尾鷲市清掃工場1号焼却炉内補修工事等で1億752万5,000円であったことで増額となりました。

続きまして、次ページの51ページを御覧ください。

資源ごみ処理の推進であります。

事業目的は、清掃工場に収集及び持ち込まれる資源ごみの適正な再資源化の促進を実施しております。

事業内容としては、資源ごみを再資源化業者に適正に搬出処理を行うもので、清掃工場のストックヤードにおいて、清掃工場に持ち込まれた資源ごみから分別の細分化作業にて有価物を抽出して、経費のかかる処分量を減らすように実施しております。

事業成果といたしましては、資源物の処理量は766トンと、昨年度より84トン減りました。資源物の766トンのうち449トンが有価引取りされ、400万9,000円の資源化物売却収入がありました。

事業費は3,989万7,000円で、資源化物売却収入のほかは一般財源であります。

説明は以上です。

○平山環境課長 決算書154、155ページにお戻りください。

次に、4目し尿処理費は、支出済額1億8,866万7,178円、不用額100万1,822円であります。

支出の主なものは、需用費528万8,438円、消耗品費199万8,116円は、し尿収集車の関係部品や手袋等作業用消耗品代、燃料費159万3,835円は収集車のガソリン代、修繕料は収集車の車検修繕料等であります。

12節委託料1億8,315万円は、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料と包括複数年整備運営管理業務委託のモニタリング等業務委託料であります。

内容につきましては、担当係長より説明いたします。

○若林環境課係長 主要施策の成果及び実績報告書の52ページを御覧ください。

汚泥再生処理施設の維持管理であります。し尿・浄化槽汚泥の適正処理のため、令和元年度から6年間、クリーンセンターの包括複数年整備運営管理業務委託を実

施しております。

令和5年度の事業成果であります。クリーンセンターでの処理費は、し尿が3,201キロリットル、浄化槽汚泥が1万880キロリットル、合計1万4,081キロリットルであります。

また、処理工程で発生する余剰汚泥を乾燥し、一部再資源化肥料として8,750キログラムを市民の方々に配布しております。

主な事業費の内訳は、クリーンセンターの運転保守管理包括業務委託料1億7,820万円と第三者による業務の履行状況の確認としてモニタリングの委託料が495万であります。総事業費は令和4年度が1億8,315万円、前年比8,000円増となっております。

財源内訳のその他特定財源2,328万3,000円はし尿収集手数料で、その他は一般財源であります。

説明は以上です。

○平山環境課長 決算書154、155ページにお戻りください。

4款衛生費、3項環境衛生費、1目環境衛生総務費は、支出済額5,350万3,067円、不用額53万933円であります。

次ページの156、157ページを御覧ください。

2節給料から4節共済費までは環境衛生事務に係る人件費で、総務課より説明がなされておりますので、割愛させていただきます。

10節需用費、11節役務費につきましては、環境月間の美化活動などの緑化事業に係る種苗や土の購入費と、毎年、尾鷲中学校と共同で実施する水生生物調査に係る消耗品費や飲料水の購入費、傷害保険料であります。

次に、2目環境調査対策費は、支出済額1,336万743円、不用額786万3,257円で、不用額の主な理由といたしましては、浄化槽設置整備事業補助金の申請件数が見込みを下回ったことによるものであります。

支出の主なものにつきましては、10節需用費113万8,887円、11節役務費161万7,856円は、環境保全対策に係る消耗品費や各種手数料であります。

12節委託料181万5,000円は、毎月調査を実施する大気測定の機器の定期点検業務委託料であります。

次ページ、158、159ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金826万6,000円は不用額766万5,000

円、主な支出は浄化槽設置整備事業補助金 8 2 3 万 6 , 0 0 0 円であります。

環境保全対策事業等の内容、成果につきましては、課長補佐より説明いたします。

○北村環境課長補佐兼係長 それでは、主要施策の成果及び実績報告の 5 3 ページを御覧ください。

環境保全対策事業であります。

事業の内容及び成果といたしましては、公共用水域と一般大気環境の環境基準適合状況を把握するための調査等を実施し、生活環境の把握、保全に努めました。また、環境保全協定を締結している事業者に対しまして立入調査等を行い、協定値が遵守されていることを確認しております。

事業費は 5 0 9 万 1 , 0 0 0 円で、財源は全て一般財源となっております。

続きまして、次の 5 4 ページを御覧ください。

浄化槽普及促進事業であります。

事業の内容につきましては、市内の住宅におけるくみ取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び住宅新築等の合併処理浄化槽設置の促進を図っております。

事業成果といたしまして、補助実績は 5 人槽が 2 2 基、7 人槽が 2 基であります。その内訳としまして、新設が 1 4 基、くみ取り便槽からの転換が 9 基、単独浄化槽からの転換が 1 基となっております。

事業費につきましては 8 2 7 万円で、財源内訳につきましては、国庫支出金が 2 1 5 万 7 , 0 0 0 円、県支出金が 1 6 6 万 1 , 0 0 0 円、一般財源が 4 4 5 万 2 , 0 0 0 円となっております。

説明は以上です。

○平山環境課長 決算書の 1 6 0 、 1 6 1 ページを御覧ください。

少し飛びますが、6 目廃棄物政策費は、支出済額 7 万 8 , 5 2 8 円、不用額 1 9 万 9 , 4 7 2 円であります。

主な支出は 1 8 節負担金、補助及び交付金 5 万 6 , 4 0 0 円で、こちらは生ごみ処理機 2 件と生ごみ処理容器 2 件の購入者に対する補助金であります。

続きまして、別冊資料になりますが、令和 6 年度尾鷲市清掃事業の概要を御覧ください。

ちょっと内容の紹介、概要だけ説明させていただきます。

こちらは最新の本市の清掃事業の概要を取りまとめたもので、令和 5 年度までの実績を掲載しております。

こちらの目次を御覧ください。

内容につきましては、基本的な市の清掃事業の内容のほか、ごみ量などの経年変化のデータを取りまとめておりますので、後ほど御参照ください。

以上が環境課に関する決算の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 環境課の説明は以上でございます。

質疑ございますか。

○中村（レ）委員 監視カメラ、すごいええと思うんですけど、去年、何台でされましたか。

○塩谷環境課係長 今現在8台、尾鷲全域に取り付けています。

○中村（レ）委員 去年8台入れられたのか、全部で8台ですか。どちらですか。

○塩谷環境課係長 今現在、全部で8台、取り付けています。

○中村（レ）委員 毎年何台とかといって入れているわけではないんですか。

○塩谷環境課係長 それはないです。

○中村（レ）委員 今後、毎年何台入れられるとかという予定はありますか。

○塩谷環境課係長 それはございます。

○中村（レ）委員 何台ですか。

○塩谷環境課係長 何台というのはちょっと控えさせていただきます。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○岩澤委員 常設ステーションについて教えていただきたいんですけども、この決算書の常設ステーションに係る部分というのはどの部分になるかというのをちょっと教えていただきたくて、現在、尾鷲市内に2か所、常設ステーションがあると思うんですけども、これが増えた場合はどの数字が変わってくるのか、資源ごみ収集運搬業務委託料が増えるのかとか、ちょっとどの部分が増えてくるのかというのを知りたいです。お願いします。

○北村環境課長補佐兼係長 現在、南陽町と中央町に2か所設置しております常設ステーションにつきましては、缶の日や瓶の日など、事情により月1回、資源ごみの日に出せない方の利便性の向上を図るため、缶、瓶、ガラス、陶磁器等を常時出していただくことを可能としておりますが、すぐに籠がいっぱいになったり、山積みされている。またはそれ以外のごみが出されるなど、ルールが守られていない現状がありまして、市としても頻繁に回収を行いつつ、まず、ごみ出しの現状を検

証するため、監視を強化し、出し方をはっきりとした看板の設置や置場の改良を重ねているところであります。

委員が言われる増設につきましては、土地の確保や騒音、周辺自治会の御理解、また、回収業者との契約の内容の変更など、諸問題などから増設ができていないのが現状でありまして、岩澤委員が言ったどこが増えるかというのは委託料が増えることになります。

以上です。

○岩澤委員　　今のお話を聞くと、常設ステーションを今後増やしていくという予定はないと理解してもいいですか。

○北村環境課長補佐兼係長　　月1回出せるんだから撤去せよという意見もあるのはありまして、月1回出せない人はすごい助かっていたり、例えばヘルパーさんに出してきてもらうとか、そういう便利な面もあるんですけど、やはり騒音の問題もありまして、また、土地の確保というのもありまして、なかなか増設したいなという考えまでは至っていないのが現状です。

以上です。

○岩澤委員　　今現在2か所という集中している部分があると思うんですけども、例えば月に1回、空き缶だったりガラス製品を出せなかった場合、その2か所に集中しているのではないかなというふうにちょっと思っていてまして、例えばこれが5か所だったら、もしかしたらもうちょっとごみの量も分散してマナーもよくなる。その分、監視カメラとかも必要になってくるかなとは思うんですけども、増やすことによって改善されるという部分もちょっとあるのかなとは思うんですけど、いかがでしょう。

○北村環境課長補佐兼係長　　まず、土地の確保が第一と、あと、僕の家近くにも一つ、南陽町はあるんですけども、意外と早朝の音がうるさいという苦情もありまして、なかなか増やすことが難しいというのと、あと、すぐにいっぱいなので毎日のように委託業者さんが来ていただいているんですけども、1か所増やすとするとまた委託料が増えるということで、課内では検討はしているんですけども、増やそうという計画は現在ございません。

以上です。

○岩澤委員　　ありがとうございます。

○仲委員長　　他にございませんか。

○西川委員　　主要施策の50ページでお願いしたいんですけど、ちょっと送って

もらえますか。これでよく市長が修理代がかかるんですよってやっていますよね。これ、今現在の焼却炉の運転状況は、これは850度以上でずっと燃やしているんですか、24時間。それとも、朝行って火をつけて夕方消すという方式ですか。どちらですか。

○若林環境課係長 朝行って夕方消す方式です。

○西川委員 だったら炉がめちゃくちゃ傷みますよね。ダイオキシンの測定とっておるんですけど、どの時間にこれを測定されていますかというのをちょっと聞きたいんですけど。

○平山環境課長 すみません、ちょっと正確な測定の時間帯については、申し訳ない、今、資料を持ち合わせていないんですけども、基本的には焼却燃焼時のばい煙の測定を行っております。

○西川委員 それだったら、炉が最も最高な状態のときの測定値ですよ。僕はよく清掃工場のほうへ行くんですけど、3時頃になると真っ黒な煙がやっぱり停止したときにもくもくと出て、バグフィルターの劣化もめちゃくちゃ早くなるのではないのかなど。そっちのほうで維持管理費、修繕費は何か、例えば間欠運転をやるんじゃなく、3日間、4日間で連続運転するとか、そんなふうには。あの山奥だから誰も言わないと思うんですけど、町なかだったら大変なことになると思いますので。

○平山環境課長 確かに西川委員の言われるとおり、現在は1日8時間の運転時間で間欠運転をやっておる状況なので、確かにおっしゃられるとおり、現状のごみ量の推移を見ると減少傾向にある状況があるということもありますので、ベストな焼却方法、いわゆる施設を保全しながらより環境保全に適したやり方ということで、その辺というのは今後検討はしていかなあかんのかなという部分はあるんですけども、現状のところは先ほど申し上げたように間欠運転での焼却を行っておるというところであります。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（文）委員 報告書の47ページなんですけれども、違反ごみ、不法投棄の監視パトロールや指導及び監視カメラのところがあありますが、この監視パトロールと、あと、指導に関してどういったことをされているのか、教えてください。

○塩谷環境課係長 指導に関しては啓発看板、ちょっとルールの悪いところのおうちが分かったら、その場に行ってこういうふうに改善してくださいというのはさせてもらっています。不法投棄パトロールは毎日、尾鷲市内全域、曜日ごとにコー

スを変えて回っております。

○北村環境課長補佐兼係長 中村委員の御質問の監視パトロールなんですけれども、ごみステーション、市内に何百か所とあるんですけれども、そこを会計年度職員さんに回っていただいているんですけれども、そこに違反ごみ、例えば燃えるごみの日なのに違うものが置いてあるとなると、まず、黄色い紙で警告の紙を貼らせていただいて、すぐに持ち帰ってくると出してもええもんやと思われるのも駄目なので、しばらく貼らせていただいて、持って帰ってくれる人もおるんですけど、大概のものはもう置きっ放しになっているので、ある程度時間がたてば回収しているという状況です。

以上です。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○小川委員 151ページ、委託料のところなんですけど、ごみ袋製造運搬業務委託料、ごみ袋って4種類、10リッター、15リッター、30リッター、45リッターの4種類やったですか。

○塩谷環境課係長 はい、4種類あります。

○小川委員 これ、もう一種類増やすわけにはいきませんかね。レジ袋、よくスーパーとかでレジ袋がありますけど、それ、ちょっと色を変えて体裁のええやつでレジ袋にしたら、そのままごみとして捨てられるように、それでごみを減らすこともできるんじゃないですかね、レジ袋が要らんようになって。レジ袋でもらってきてもう一回それを入れやなあかんというのがありますので、それを直接使えるような、千葉のほうのどこかの市でもやっているようなことを聞いたんですけど、前にもほかの議員さんも言ったことがあるんですけど、検討はされておるのかなと思って、その点はどうなんでしょうか。

○平山環境課長 スーパーで袋を忘れた場合、それぞれのお店で販売されておるごみ袋の市の指定袋化という内容とお伺いするんですけれども、直近では県内でも松阪市さんの大手スーパーの系列さんのスーパーさんが独自で指定ごみ袋を作ったというところで、これまでスーパーが自分で自ら購入して、レジ袋を忘れた方に販売しておるレジ袋をそれに置き換えるということで、松阪市さんの場合ですとCO₂の削減ということで、松阪市さんの場合ですとスーパーは今回1店舗がそれを独自にやられたということで伺っております。確かに県外でも市の指定袋に認定されたやつをスーパーで販売するという形を取っている市町さんが見えるということも

お伺いしておりますし、状況把握に努めております。

現在、それらのお話もありますので、これまで環境課のほうでも実際検討を行ってきておる。サイズの的には10リットルであったり、15リットルを認定して、1枚ずつで販売できるというケースが多いようです。尾鷲市の場合ですと、10枚単位で販売して、いわゆるバーコードをつけたのはもう10枚セットのみとなっておりますので、今後、仮に市のごみ袋を新たにもうワンサイズ増やして作るとか、現状ある袋にそれぞれバーコードを印刷するという方法が考えられるんですけども、現在のところ、まずは市で作っておる袋を配布するという形で、レジ袋を指定袋化しておるところは環境課で調べたところではないような状況で、県内の取組につきましては、それぞれのスーパーさんがCO₂の削減のために、従来販売しておったのを新たに指定ごみ袋の認定を受けて販売しておるといったやり方を行って、現在、レジ袋の指定袋化というのが進められておる状況ですので、ちょっと今後もどのような形を、尾鷲市の場合ですと、ごみ有料化ということで処理手数料が販売価に含まれておる。現行、三重県でやっておられる松阪市さん等につきましては、市が製造販売を行わずに、自由競争で認定を受けてメーカーさんが作られておるといった状況の違いもありますので、現在、県内でやられておる事業につきましては、まずはごみの減量プラスCO₂の削減というような形で独自に取り組んでおられるような状況も見られますので、その辺も併せて研究は必要かなというところで今のところ考えておるような状況です。

○小川委員 言っている意味があまりよく分からなかったんですけど、ぜひ検討していただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○中村（レ）委員 今、焼却炉は二つあると思うんですけど、毎日二つともに火を入れておられますか。

○若林環境課係長 状況に応じて1炉のときもあれば2炉のときもあります。

○中村（レ）委員 去年、3,372トンということは1日10トン出ていないということですよ。1日にごみが平均で10トン以下、多いときも少ないときもあって、日曜、祭日休みやったとしても、今、尾鷲市の炉って45トン、8時間、2炉燃やすと。1炉やったら22.5トンを8時間で燃やせる計算の炉やと思うんですけども、それを10トン、1日に10トンということは、よっぽどのことがない限り1炉で燃やし続けられると、炉のそれこそ修繕費というのが飛躍的に少なくなっていくと思うんですけども、その計画、前もお願いしたと思うんですけども、炉をどのようにして運転するかというのを検討されていますか。そういう燃焼

計画表みたいなのはありますか。

○若林環境課係長　　計画というよりは、施設点検のほうが交互に入るようになっていまして、施設点検が入っている状況がある場合は1炉しか動かないということも、1炉とか、もしくは2炉動かさないときもあるんですが、基本1炉しか動かないという状況もありますので、そういった不測の事態というか、1炉しか動かさない状況がありますので、2炉で従来どおり進めている状況です。

○中村（レ）委員　　言っている意味が違うんですけど、2炉置いておくというのは、別に2炉をたまには運転させやなあかんとは思うんですよ。10トンやっただとしても、お正月とか、休みが続いたらごみがたまるから2炉動かさなあかんときも分かるし、点検のために1炉しか動いていないときも分かりますけれども、1炉が必ずどっちかしか動いていない点検ではないじゃないですか。点検時期というのはそんなに長くないわけですよ。2炉が別にこっちが点検していなくて、2炉動かせるけれども、動かさなくてもいい期間というのが今のごみ量やっただとあるはずですよというのが質問の趣旨で、それやったら、計画的にこれを休ませて、こっちを使って、点検が終わって、また次はこっちを使うという計画的な、ごみがこれだけ減ってきたら、今まで擦り切りで2炉動かさなあかんと去年も言われたと思うんですよ。ごみの量が、ずっと毎日2炉、火を入れていて、たまに点検の休みのときだけ1炉にしていると、きっと去年はそういうお話やったんですけれども、今年のごみ量のすごく減っているのを今計算したら、ふだん1炉で、たまにどうしてもあかんときだけ2炉動かすというので十分やっていけるのと違うのかなと思うんですけれども、その運転計画はあるんですかと聞いているんですけど。

○平山環境課長　　焼却施設は、中村委員さんがおっしゃられたとおり、休止点検もひっくるめての年間の運転ということで焼却炉の稼働は行っておるところであるんですけれども、確かに現状、ごみの量に対して年間の修繕であったり、点検であったりという部分を差し引いて全体で1炉でええのか、2炉でいいのかという部分までの詳細な計画というのは現状では環境課では策定しておりません。ただ、年間の修繕、点検の計画がございますので、その中で当然運転できる時間ですとかというのはもう決まってくる部分があるんですけれども、その辺についてはちょっと現在、年間でのそれぞれの炉の運転計画という形では策定していないというのが現状であります。

○中村（レ）委員　　西川委員も言われたんですけれども、要するに炉を二つ動かして、燃やすものがなかったら予備の燃料を入れやなあかんわけですよ。そうする

と、燃料費もかさみますし、炉ももちろん傷むんですよね。そやから、御存じのように、炉というのは800度に上げて、下げて、1日のうちにその温度差ですごく傷んでしまうから、できるだけ1炉と次は全然使えへん炉、両方に火を入れるということは、本当に今までずっとそれで修理費がかさんできたと思うので、そこらもそれこそもうちょっと大事に使っていただきたいなと思いますので、ぜひ計画のほうを出していただきたいと思います。

○平山環境課長 毎年点検という部分での作業もございますし、今後の延命化というか、よりよい焼却施設の稼働について、中村委員さん、先ほど西川委員さんもおっしゃられたとおり重要な点だと思いますので、その辺は実際に点検等をやっている業者さんとも今後はその辺も見据えて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○仲委員長 よろしいですか。

他に、環境課、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、環境課はこれで終了いたします。御苦労さんでした。

5分程度ちょっと休憩します。入替えのあれで。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 1時56分)

○仲委員長 それでは、水産農林課の決算の説明、お願いいたします。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和5年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当課に関する決算状況について御説明いたします。

歳出について御説明をいたします。

決算書162ページ、163ページです。通知いたします。

5款農林水産業費、1項農業費でございます。

1目農業委員会費、支出済額1,041万2,643円、不用額は18万3,357円でございます。主な支出、1節報酬は農業委員会における委員報酬168万8,400円などでございます。

2目農業振興費、支出済額1,821万7,538円、不用額は47万9,462円でございます。

主な支出は、7節報償費389万4,000円は、令和3年1月から着任していただきます天満甘夏ミカンの地域おこし協力隊、日下浩辰さんの12か月分、それから、昨年10月から着任をしています遊休農地活用地域おこし協力隊の中川和彦さんへの6か月分の報償の合計でございます。

農業振興費の8節旅費から次のページ、164、165をお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の支出で主なものは、国の交付金を活用したみどりの食料システム戦略緊急対策事業における有機農業の産地づくり推進事業と昨年度初めて取り組みました第一次産業を通じた関係人口創出事業に係るものが主なものでございますので、この二つの事業につきまして、主要施策の成果及び実績報告書にて、農林振興係、野田主幹から説明をさせていただきます。

○野田水産農林課主幹兼係長 それでは、実績報告書に基づいて説明させていただきます。

60ページを御覧ください。通知させていただきます。

みどりの食料システム戦略緊急対策事業、有機農産地づくりについてであります。事業の目的は、環境負荷を低減する有機農業を推進し、農作物の付加価値向上と新たな販路拡大を図り、持続可能な地域農業を目指しております。

事業内容は、3か年事業の2年目となる令和5年度につきましては、令和4年度に策定した尾鷲市有機農業実施計画を基に、生産、流通、加工、消費を柱とした取組を進め、県内で初となるオーガニックビレッジを宣言いたしました。

主な事業費は資料のとおりでございます。

成果といたしましては、1年間を通して必要な農作業のタイミングで専門家による現地での直接指導に加えて、オンラインを活用し、写真や動画でいつでも専門家に質問できる指導体制が構築されたことにより、農業者の有機栽培技術が格段に向上いたしました。

加えて、今年6月には、甘夏農家の平山農園さんが有機JASの認証を受けるまでとなりました。

また、学校給食への有機農産物の試験提供、1,500名の来場をいただいたファーマーズマルシェ、内外での尾鷲甘夏プロモーションなど、農業者と連携し事業を展開することで農業者の意欲が高まるとともに、新たな販路として大手量販店の出荷やオーガニックに特化したスーパーへの出荷など、販路の拡大も進んでおります。

事業費決算額は761万4,000円で、県支出金としてみどりの食料システム

戦略推進交付金 756 万円、一般財源 5 万 4,000 円です。

説明は以上です。

引き続き、61 ページを御覧ください。通知させていただきます。

一次産業を通じた関係人口創出事業でございます。

本事業は、新規就農や担い手確保、収穫期の援農活動の促進を念頭に一次産業に携わる機会を創出し、関係人口づくりを進めていくものであります。

具体的な内容としまして、一つ目は農業の短期就労体験です。短期のアルバイト紹介サイトである Time e というサイトで2泊3日の短期就労体験を募集した結果、6名の募集に対し14名の応募がございました。オンライン面談を経て、市内2農業者にそれぞれ3名ずつ、6名が農作業やSNSでの農産物の発信など、就労体験をしていただきました。

二つ目は、ボランティアで農家の収穫作業のお手伝いをすることで自身のウェルビーイングを高める一次産業ワーケーションを全国で展開している日本ウェルビーイング推進協議会と連携し、甘夏収穫ワーケーションを実施いたしました。3月の1か月間で全国から延べ98名が参加していただきました。収穫期の労働力確保や甘夏を広く知っていただく機会となりました。

成果としまして、従来、農業の現場に関係者以外が入ることがありませんでしたが、多くの外部の方々が入ることで農家さんとのつながりや関係性が広がり、課題解決への糸口であったり、販路拡大にも大きな手応えがあり、今年度も関係人口の創出に取り組んでおります。

事業費は118 万円で、県支出金、南部地域活性化基金事業補助金 59 万円、一般財源 59 万円でございます。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 それでは、決算書 164 ページ、165 ページにお戻りください。通知いたします。

中段でございます。負担金、補助及び交付金のうち、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金 225 万円は、天満浦甘夏ミカンの協力隊、それから、遊休農地活用の協力隊、それぞれ12か月分と6か月分の活動費補助金 225 万円と中山間地域等直接支払事業費補助金 223 万 595 円は、天満浦開拓農地における中山間地域での国の農業活動支援補助金でございます。

3目農地費、支出済額 924 万 2,198 円、不用額は7万 2,802 円でございます。

主な支出、14節工事請負費570万3,500円は、山後川第一農業用水路改良工事一式で、これは三木里地内にあります八十川水系の支流に当たる山後川にかかる用水路が老朽化により劣化、破損が進んでいたことから、破損箇所を補修を行ったものでございます。

次のページ、166、167をお願いいたします。

続いて、2項林業費でございます。

1目林業総務費、支出済額2,784万4,191円、不用額は143万6,809円でございます。

主な支出は下段になります。18節負担金、補助及び交付金73万円は、尾鷲林政推進協議会など、林業関係団体7団体への負担金でございます。

なお、7節の報償費が不執行となっているのは、おわせ育などの自然体験を広めていくための地域おこし協力隊が内定はしていたものの、その方の家庭の事情等から着任することができずに、結果的に不執行となったものでございます。

次のページ、168、169をお願いいたします。

2目林業振興費でございます。支出済額4,124万5,315円で、不用額は186万2,685円でございます。

主な支出は、7節報償費、支出済額451万1,000円は、ニホンザル72頭分、イノシシ31頭分、ニホンジカ354頭分に係る獣害鳥獣捕獲奨励金と、現在、ニホンザルの群れに発信機を取り付けて調査、捕獲する取組を行っておりますが、そのテレメトリー調査用に発信機を取り付けるための適齢期の雌猿の生け捕りに対する報償費、これは1頭4万5,000円で、3頭分で13万5,000円でございます。

12節委託料、支出済額は1,247万2,900円で、不用額は22万2,100円でございます。内訳は、自然体験推進業務委託は市内の小中学校で展開しております山育などのおわせ育の業務委託、森林経営管理事業業務委託料は、森林環境譲与税を財源として、適切な管理が行われていない民間所有林について環境保全を目的に整備をするもので、令和5年度は須賀利地区11ヘクタールでの測量森林調査、同じく三木里地区15ヘクタールでの測量森林調査と須賀利地区25ヘクタールでの保育間伐を行ったものの委託料でございます。

14節工事請負費699万9,300円は、全額、尾鷲みどりの基金事業による林道白浜谷線の舗装工事で、231.3メートルのアスファルト舗装を行ったものでございます。

18節負担金、補助及び交付金1,546万7,000円のうち、尾鷲みどりの基金事業補助金1,299万1,000円は、全額、尾鷲みどりの協会からの基金による森林組合おわせへの造林等の補助金でございます。

続きまして、3目林道開設改良費でございます。予算現額5,278万7,000円に対し、支出済額2,730万213円、翌年度への繰越明許費2,547万2,000円で、不用額は1万4,787円です。繰越明許費2,547万2,000円は、森林環境譲与税を財源として昨年度の当初予算に計上しておりました林道大根須賀利線ののり面工事につきまして、工程のうち電柱撤去に係る工事が能登半島地震でのライフライン復旧で遅延が生じたことによる工期の延長により繰越しをさせていただいたものでございます。

主な支出は、170、171ページを御覧ください。

12節委託料365万9,700円は、林道大根須賀利線におけるのり面改良工事の設計積算業務委託料、14節工事請負費1,356万円は、同じく大根須賀利線におけるのり面改良工事請負費で、全額、森林環境譲与税によるものでございます。

繰越明許費は先ほど申しあげました一部電柱撤去の工程で繰り越したことによるものでございます。

続きまして、3項山林事業費でございます。

1目管理費、支出済額6,384万6,344円で、不用額は265万5,656円でございます。

主な支出は、次のページ、172、173をお願いいたします。

7節報償費81万1,200円は、昨年12月に着任をされましたLocal Coop推進の地域おこし協力隊、李家泓（り・ちゃほん）氏の報償で、月額20万8,000円、12月は着任日の関係で日割り支給となっております。

12節委託料1,759万2,300円のうち、みんなの森プロジェクト推進業務委託料1,320万円は、プロジェクト全体の企画立案、進行管理全般を行う一般社団法人Next Commons Labへのディレクション委託料で、ちなみにこの委託料は現在は株式会社paramitaに業務移管をされているものでございます。

森林環境保全直接支援事業業務委託料114万7,300円は、市有林管理における令和2年から4年に植栽をしたエリアの下刈り業務の委託で、この事業は一般的な林業施業に係るもので、国から68%の補助を受けて行っているものでござい

ます。

ネイチャーポジティブなまちづくり業務委託料324万5,000円は、公益財団法人日本自然保護協会との業務委託で、これは本市のゼロカーボンシティの取組について、企業等に客観的な評価としての信頼性を高めるための企画に対する協議や、その一環として環境省の30by30アライアンス、国連関係の里山イニシアティブ国際パートナーシップへの加盟手続を行っていただいた委託料でございます。

なお、このみんなの森プロジェクトは、本市と協定を結ぶ三ツ輪ホールディングス株式会社様からの企業版ふるさと納税を主な財源として取り組んだものでございます。

18節負担金、補助及び交付金935万7,300円のうち、FSCグループ認証負担金65万3,400円は、同グループ認証を継続するための負担金でございます。

Local Coop負担金802万4,500円は、一般社団法人Local Coop尾鷲へのみんなの森の生物多様性整備などを行う目的の負担金で、財源は三ツ輪ホールディングス株式会社様からの企業版ふるさと納税でございます。

地域おこし協力隊活動費補助金は、12月に着任した協力隊への活動補助金でございます。

続きまして、4項水産業費でございます。

1目水産業総務費は、全て職員人件費でございますので、割愛をさせていただきます。

次のページ、174、175をお願いいたします。

2目水産振興費、支出済額1,477万3,965円、不用額は276万9,035円でございます。

2目水産振興費で行っている事業は、アオリイカの産卵床事業、後継者育成事業、藻場再生などの水産多面的機能発揮事業、ヒロメ、マガキなどの藻類・二枚貝の養殖普及事業、また、市内小中学生の食育を兼ねた料理教室などの水産物普及事業が例年の主なものでございますが、令和4年度、令和5年度の2か年におきましては、養殖魚の飼育方法を研究、調査する国の事業で養殖魚健康増進支援事業にも取り組んだものでございます。

7節報償費42万1,000円のうち、報償費41万6,000円は、今年2月に着任をしました九鬼地区の水産振興をミッションとした地域おこし協力隊、安藤範子さんの2か月分の報償費でございます。

10節需用費に係るものは、これら事業における消耗品費、車両の燃料費、修繕料でございます。不用額が89万1,666円となっていますのは、養殖魚健康増進支援事業において、マハタ、シマアジに寄生するハダムシなどの検体調査を行っておりますが、その検体としての魚の購入について順調に調査ができて、当初見込んでいた日数よりも少ない日数でデータを取得することができたことから、予算を大きく削減することができたものでございます。

11節役務費108万9,266円のうち、間伐材運搬等手数料9万9,000円はアオリイカ産卵床のヒノキ材の運搬手数料、漁獲量調査手数料19万2,000円は市内の漁獲量を三重外湾漁協に調査をしていただいている手数料、血液検査手数料74万7,736円は養殖魚健康増進支援事業での養殖魚の血液検査手数料でございます。

12節委託料50万9,000円のうち、ガラモ植生調査委託料は隔年で三重大学への調査委託料をお支払いしている分と尾鷲市漁業体験教室業務委託料6万9,000円は、早田大敷に2名、梶賀大敷に1名の定置網体験の漁業体験をしていただいた委託料でございます。

17節備品購入費127万600円は、水質調査に必要な多項目水質計を老朽化により買い換えたものでございます。

18節負担金、補助及び交付金、支出済額は922万8,169円で、主な支出は、水産多面的機能発揮対策事業負担金44万4,000円は、藻場再生事業としての四つの海域でのガンガゼ除去への負担金、次に、176、177ページをお願いいたします。欄の真ん中ほどになります。漁業共済事業負担金253万8,189円は、漁業者の漁業災害補償法に基づく共済制度で、赤潮特約事業について該当する掛金の9分の6を国が負担し、9分の2を県、9分の1を市が負担するものの負担金となっております。産地協議会強化支援事業補助金80万円は、4年ぶりの魚まつりの開催、フィッシュアナライザによる魚の脂肪率の測定などに加え、昨年度は尾鷲市が提唱して行ったみえ春ぶり宣言に協賛してハルブリののぼりを作製し、観光物産協会と連携して市内飲食店等にて期間中提示したなどの取組を行ったものでございます。

続きまして、3目漁港管理費、支出済額530万2,918円で、不用額は48万4,082円でございます。

主な支出、10節需用費174万6,118円のうち、修繕料は行野浦漁港の施設修繕など、市が管理する漁港施設に係る11件分の修繕料でございます。

12節委託料のうち整備点検業務委託料234万3,000円は、市が管理する漁港防潮扉の法定点検業務委託料になります。

178ページ、179ページをお願いいたします。

4目漁港建設費、支出済額5,385万3,948円、令和4年度からの繰越事業費繰越額として1,188万円で、不用額は69万6,052円でございます。繰越額の1,188万円は水産基盤ストックマネジメント事業において令和4年度に行った九鬼神社前の九鬼漁港係留路でポンツーンでございます。ポンツーンのチェーン取替え工事で生じた差金を九鬼駅前の岸壁工事に充て、14節工事請負費として繰越しをしたものでございます。

12節委託料673万3,100円は、水産基盤ストックマネジメント事業での積算業務委託料として、九鬼駅前岸壁の機能保全工事の積算業務委託料172万7,000円と梶賀漁港機能保全工事での設計業務委託料500万6,100円でございます。

14節工事請負費で支出済額3,836万5,200円で、内訳は先ほどの九鬼漁港でのストックマネジメント事業における工事請負費ですが、2,668万4,900円と令和4年度から繰り越した1,188万円での工事請負費1,168万300円でございます。

続いて、決算書はページを飛んで、234ページ、235ページをお願いいたします。通知をいたします。

一番下の段になります。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施設災害復旧費でございます。支出済額が153万6,700円で、不用額は46万3,300円でございます。

内訳は、次のページ、236、237をお願いいたします。

昨年度は8月15日に当地域に襲来いたしました台風7号の被害により、二つの林道での倒木等の処理費と梶賀、古江、曾根の三つの漁港での流木や漂着物の処理に要した費用となります。

以上で水産農林課に係る決算説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り御承認くださいますよう、お願いいたします。

○仲委員長 以上が水産農林課の決算の説明であります。

御質疑ありますか。

○中村（レ）委員 173ページの地域おこし協力隊の活動補助金50万、それから、177ページにも25万というのと二つ出てくるんですけども、この協力

隊の補助金の中身は何ですか。

- 野田水産農林課主幹兼係長 地域おこし協力隊の活動費補助金ということで、協力隊がミッションを遂行する上で必要な活動にかかる経費を補助金として交付しております。これは国のほうで使用できるもの、使用できないものというのが定められておりますので、それに準じて尾鷲市も補助金を出しております。
- 中村（レ）委員 国費のほうで450万とって何か上限が決まっているんですけども、それとは別に尾鷲市で出しているということですか。それは何か条例とか基準がありますか。
- 芝山水産農林課長 今、委員がおっしゃられたように、報償費とは別に活動補助金というのが認められております。これは尾鷲市の地域おこし協力隊全員に同じ制度で運用しているものでございます。
- 中村（レ）委員 国から出る以外に1人当たり25万とか、50万とか、決まっているんですか。
- 野田水産農林課主幹兼係長 1人当たりの1年間の報償費と活動経費というのは年間で先ほどおっしゃられた405万という格好で決められております。その範囲内で執行しております。
- 中村（レ）委員 これはその範囲内のお金ですか。
- 野田水産農林課主幹兼係長 範囲内。
- 中村（レ）委員 別立てで借りてくるんですか。
- 野田水産農林課主幹兼係長 報償費と補助金は別で予算計上させていただいております。若干金額にばらつきがあると思うんですが、隊員によって。それは1年間、4月から3月までの12か月活動する隊員に対しては満額、あとは途中から入る6か月になると半額、そういう着任時期によって補助金のほうも合わせております。
- 中村（レ）委員 ほかの課でもこの地域おこし協力隊、入っていると思うんですけども、ほかの課もこういうふうにして補助金という形で別個に計上されているんですか。
- 芝山水産農林課長 全く同じでございます。
- 仲委員長 よろしいですか。
他にございませんか。
- 岩澤委員 実績報告書60ページのことで教えていただきたいです。
先ほどの御説明で平山農園さんが有機JASを取得したという御説明があったと

思うんですけれども、この有機JASの取得にはたしか土壤の改善だったり、一からやって2年ぐらいかけてから取得という形になると思うんです。これが令和3年から始まった事業ということなので、これがもうそろそろ有機JASを取得する事業者というのは今後増えてくるのかなというふうに思うんですけれども、有機JASの取得にかかる費用というのはかなり高かったと思うんです。この事業の中でその申請の補助金とかもあるんでしょうか。

○野田水産農林課主幹兼係長　今回、平山さんにつきましては、有機事業を始める前から有機栽培を続けておられたというのがありまして、委員御指摘のとおり、令和4年度から有機農業に転換して、まさに今後、有機JASを検討する農家が増えてくるは思っております。ただ、費用に関しては、平山農園もそうなんですけど、民間事業、民間の営農計画の中で取得されるということで、事業者の個人負担になっております。それまでの栽培指導等、サポートはこちらのほうでさせてもらっておるとい状況になっております。

○岩澤委員　この有機JASを取得するに当たって全国どこでもコンサル会社が間に入って何十万、何百万とお金がかかって、そのコンサル会社がやっているようなことをこの事業でやっているというイメージでよろしかったでしょうか。

○野田水産農林課主幹兼係長　まさにそういうイメージで相違ないと思います。有機農業の指導、年間を通じた指導、そういったものを農業者さんにさせていただいておるところであります。

○岩澤委員　ありがとうございます。

○仲委員長　他に。

○中村（レ）委員　林地の地籍調査というのか、須賀利と三木里でされたと書いてあるんですけれども、これはどういう基準でその場所を、例えば、これ、市有林ではないですよ。私ですよ。その場合、生産組合みたいなどころに行っているのか、完全に個人なのか、その行った場所と事由は何ですか。

○芝山水産農林課長　現在サンプルはおっしゃるように市有林ではなく、民間、民じゃないと対象になりません。しかも、10年間の施業履歴のない森林というのが国の整備の、いわゆる手のつけられていない森林の環境保全をしていくための事業ですので、手のつけられていない森林、それをアンケート調査を取っております。現在、72名ほどの方に、森林所有者の方にアンケートを取りまして、今後の自分が持っている山の森林計画についてどのように考えていますかと。特に手だてがないですとか、市にお願いしたいですというアンケート結果が返ってきたところ

から尾鷲市のほうで面積がほぼ同じようなところに固まるところとか、そういったところを優先的にチョイスをして整備に入らせていただいている。契約をして整備に入らせていただいています。地域、地区によっては生産組合を形成しているところもありますので、そこはそれぞれの組合長さんが見えて相談にお越しいただくときもありますので、そういうときは積極的にまとめていただいて、こちらの事業を使って整備することができるようにとか、そういう案内はさせていただいております。

○仲委員長　　よろしいですか。

○小川委員　　細かいところを聞きたいんですけど、177ページ、水産振興費のところなんですけど、尾鷲市漁業近代化資金利子補給金、これ、昨年よりか倍ぐらいになっているんですけど、単に漁業者の方の借入れが増えたというふうに理解すればよろしいですか。

○竹内水産農林課係長　　近代化資金の額が増えていることについて、なぜかという……。

○小川委員　　単に借入れが増えただけなんですか。

○竹内水産農林課係長　　近代化資金に関しては、借入れも増えましたし、災害等もあったものですから、金額が増額しております。

○小川委員　　災害があって増えているというのはどういうことですか。

○竹内水産農林課係長　　台風等で災害があったものですから、そういったものに対しての近代化資金がございましたので、その分が増えています。

○小川委員　　災害があったので、業者の方が借り入れて、その分の利子補給ということですね。そう理解すればいいですね。

○竹内水産農林課係長　　そうです。

○小川委員　　もう一点、同じページの資源回復計画促進事業負担金、これってトラフグのことやったですか。何やったかなと思って。

○竹内水産農林課係長　　そのとおりです。トラフグの種苗放流の負担金となります。

○小川委員　　もう一点、175ページの負担金、補助及び交付金のところの水産多面的機能発揮対策事業負担金、これ先ほどガンガゼと聞いたんですけども、その前の年やったかな、違うところに山林事業費の管理費、173ページの委託料のところにもあったような気がするんですけど、ガンガゼ駆除、先ほど委託、100万ぐらいあったように思うんですけど、それ、なくなったんですか。

○芝山水産農林課長 昨年度の山林事業費のところのガンガゼ駆除はヤフー株式会社様からの企業版ふるさと納税の指定で九鬼浦に追加でプラスして、ブルーカーボンを創出するための目的を持って追加でやってほしいというのが100万円あったので、みんなの森プロジェクトのほうに計上させていただきました。

○小川委員 分かりました。それで山林事業費の管理費のところへ入っていったということですね。了解です。

○仲委員長 他に質疑ございませんか。

○西川委員 177かな、銚子川漁業協同組合種苗放流事業補助金28万円とありますけど、これ、どういうことですか。

○芝山水産農林課長 銚子川漁協の一番上流の又口川のところでの放流事業については尾鷲側の流域にも関わってくることと、あと、尾鷲の子供たちもその放流事業とかに参加をさせていただいているというところから例年、負担金を出させていただいています。

○西川委員 何を放流されていますか。

○芝山水産農林課長 アユがメインになります。

○西川委員 僕、又口川へ結構行くんです。一匹も泳いでいませんけどね。僕が銚子川の組合員だった頃、アユのシャクリってありますよね。アユがおらんから苦情を言いに行ったんです。料金だけ払って何であれなんやと。そうすると、西川君も次、何百匹欲しいんかと言われて、組合員の方がみんな自分の家で飼っておるらしいんですよ。実際に来年泳いでみてくださいよ。一匹もおらんから。ちょっとおかしいですよ、これ。

○芝山水産農林課長 この放流効果につきましては、特にこの銚子川流域につきましては活動報告もちゃんと求めておりまして、実際放流している様子も我々は現場も立ち会っていますし、放流自体はまさに行われてはいるんですが、確かに効果という点については、特に最近、銚子川のほうのアユの量が減ってきたとかというのも聞いておりますし、ただ、組合のほうではアユのイベントをしたりとか、そういったことも積極的に取り組むということの報告も受けておりますので、少しその辺りは費用対効果を当然見ていきながら判断していかないといけないと思いますので、またそれは組合のほうとも話をさせていただきます。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　以上で水産農林課の審査を終わります。御苦労さまでした。

これで本日の会議は閉会といたします。

次回、明日は午前10時から開会しますので、よろしくお願いいたします。

(午後 2時32分 閉会)